

安心

- 1 一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりの推進 ~子育て満足度日本一の実現~
- 2 健康長寿・生涯現役社会の構築 ~健康寿命日本一の実現~
- 3 障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現
- 4 恵まれた環境の未来への継承 ~おおいたうつくし作戦の推進~
- 5 安全・安心を実感できる暮らしの確立
- 6 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進
- 7 多様な主体による地域社会の再構築
- 8 強靱な県土づくりと危機管理体制の充実
- 9 移住・定住の促進

(1) 子育てしやすい環境づくりの推進

現状と課題

- 本県の合計特殊出生率^{※)}は全国平均を上回る状況が続いていますが、出生数は減少傾向にあります。一方、県民が希望する理想の子ども数が2.88人であるのに対し、現在の子ども数は2.20人と、理想と現実の間には大きなギャップがあります。
- ひとり親家庭、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化、子育てに関する固定的な性別の役割分担により、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大するとともに、子育ての喜びを感じにくい社会になっています。さらに、少子化の進行により、子ども同士が集団の中で育ち合う機会が減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。
- 父親の家事・育児時間が長い世帯ほど、2人目以降の子どもの出産率が顕著に高くなる傾向にあります。また、本県は出産・育児を理由に離職した女性の割合が大変高くなっています。
- このため、男性の積極的な子育て参画への機運醸成、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援など、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を身近な地域や職場など社会全体で支援することが求められています。

これからの基本方向

- 一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会を築き、子育て満足度日本一を目指します。
- 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができるよう、社会全体で子どもの成長と子育てを応援する環境の整備を進めます。
- 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる環境づくりに取り組みます。
- 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができるよう、子育ても仕事もしやすい環境づくりに取り組みます。
- 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができるよう、NPO^{※)}やボランティア、企業、市町村との連携による地域社会全体で子育てを応援する体制づくりなど、子育て環境の整備を進めます。
- すべての子どもが、かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる環境づくりに取り組みます。

主な取り組み

① 子どもの育ちを支えるための子育ての支援

- 県民みんなで子どもの成長と子育て家庭を応援する機運の醸成
- 親としての成長を支援するとともに、男性の子育て参画を推進する取り組みの充実
- 地域子育て支援拠点^{※)}を中心とした父親コミュニティづくりの推進

見直し委員から一言
社会全体で子育て家庭を支えていくためには、男性の積極的な子育て参画への機運醸成や企業の協力が必要です。



- 子育てを通じた喜びや感動、子ども・子育て支援サービスの情報発信
- 地域の子育て支援の優良事例情報を発信し、取り組みの拡大を促進
- 子育て応援活動や団体運営を担う子育て応援活動リーダーの養成
- 「いつでも子育てほっとライン^{※)}」による24時間365日の相談体制の充実
- 保育や保健、医療、福祉等必要なサービスの円滑な利用を促進する相談等体制（利用者支援）の充実
- 子ども医療費助成や幼児教育・保育の無償化、3歳未満児保育料の減免拡充などによる経済的支援の充実
- 子育てほっとクーポン^{※)}の充実などによる子育て支援サービスの周知・利用促進
- 訪問型子育て支援（ホームスタートなど^{※)}の利用促進による地域子育て支援の充実
- 支援を必要とする子育て家庭とボランティアをつなげるファミリー・サポート・センター^{※)}や保育所等による一時預かりなどの多様なニーズに対応したサービスの充実
- 愛育班^{※)}による声かけ訪問や子育て支援活動の推進
- 市町村や保育所・幼稚園等との連携による望ましい食習慣の定着の推進
- 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れられる認定こども園^{※)}の普及促進
- 放課後児童クラブの受入児童数の拡大と多様なニーズに対応した支援の充実
- 保育所や放課後児童クラブ等の防災・防犯対策や送迎支援など地域の実情に応じ、サービスを安心して安全に利用できる環境の整備
- 子どもの居場所としての「子ども食堂^{※)}」への支援
- 子育て世帯や三世代が暮らす住宅（賃貸含む）改修への支援



「おおいたパパくらぶ」による読み聞かせ

② 子育て支援を担う人材の確保と質の向上

- ICT^{※)}活用等による保育現場の働き方改革や処遇改善、修学資金等の貸付などによる保育士の確保の推進
- 保育補助者の配置支援による保育士の負担軽減と保育の質の向上
- 幼児教育現場のICT活用による業務の効率化や処遇改善による幼稚園教諭の確保の推進
- 幼児教育センター^{※)}による幼児教育・保育人材の質の向上
- 放課後児童クラブの従事者の確保と質の向上
- 地域子育て支援拠点等に従事する子育て支援員の養成による人材確保と質の向上

③ 安心して子育ても仕事もできる環境づくり

- 待機児童解消に向けた市町村の保育定員拡大等の取り組みへの支援
- 子どもが病気のときに、親が仕事を休める環境づくりの推進や病児・病後児保育の提供体制の充実
- 育児休業や育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりの推進
- 働く人が子育て参画などしやすい仕組みづくりの促進
- 企業・団体による男性の子育て参画を推進する職場環境づくりの促進
- テレワーク^{※)}の推進などによる働きやすい環境づくりの促進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
「子育て満足度日本一」総合順位（位） （本県独自指標による）	30	5	—	5	1
保育所等待機児童数（人）	30	13	—	13	0
放課後児童クラブ待機児童数（人）	30	117	—	117	0
男性の育児休業取得率（%）	30	6.8	—	6.8	国の目標以上 [現状13%（R2）]

(2) 結婚・妊娠の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備

現状と課題

- 少子化の一因である晩婚化や未婚化が進んでおり、結婚を希望する若者の出会いへの支援が求められています。
- 晩産化など様々な要因により不妊に悩む夫婦が増加していることから、不妊に対する施策の充実が求められています。
- 安全で安心して妊娠・出産できる体制を整えるとともに、安心して子育てができるよう、地域での切れ目のない施策が求められています。また、妊娠・出産・子育て期を支える関係機関のさらなる連携の強化も必要です。
- 産婦人科医及び小児科医は、中部及び東部医療圏への地域偏在が顕著であり、どこに住んでいても安心して子どもを生み育てることができるよう安全で質の高い医療提供体制の整備が求められています。
- 少子化や核家族化など母子を取り巻く環境の変化に伴い、育児に取り組む親の孤立化が生じており、特に母親の多くが抱える育児不安への対策が求められているとともに、親になる準備期ともいえる思春期の子どもたちへの働きかけも必要です。
- 医療技術の進歩等によって新生児の救命率が向上した結果、慢性疾患等により、一定の医療を受けながら生活する医療的ケア児[※]が増加しており、その支援が必要です。

これからの基本方向

- 市町村や企業、団体等と連携して、結婚を希望する若者の出会いを応援します。
- 不妊や不育（妊娠しても、流産を繰り返すなど出産に至らない病態）に悩む夫婦への支援や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- 子どもの健康づくりを推進するとともに、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
- 妊娠から育児まで切れ目のない支援を行うため、保健・医療・福祉・教育の関係機関をつなぐ母子保健・育児支援ネットワークを強化します。
- 安心して子どもを生み、子育てができるよう、周産期[※]及び小児医療提供体制の整備を推進するとともに、医療費負担の軽減を図ります。
- 母親の育児不安に対する支援や思春期の保健対策などを推進します。
- 医療的ケア児がその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉その他の各関連分野の相互連携体制を整備します。

主な取り組み

① 結婚・妊娠・出産への支援

- 次代の親になること等を意識する機会として、仕事や結婚、子育てといったライフデザインに関する学習の充実
- 出会いサポートセンター[※]の充実と市町村や企業・団体等と連携した結婚支援の取り組みの推進
- おおいた妊娠ヘルプセンター[※]の充実による妊娠・出産に関する相談対応
- 不妊治療費助成制度の充実や不妊専門相談センターによる不妊・不育に関する相談対応
- 民間との協働による、妊娠・出産に関する正しい知識の普及促進
- 地域の実情に応じて妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター[※]」の活用促進
- 結婚・妊娠・出産・子育ての希望が叶う社会づくりに向けて、九州各県や山口県と連携した広域的な取り組みの推進

見直し委員から一言

男性も女性も不妊治療をしている人が増えているため、安心して治療できる環境づくりが必要です。



② 安全で安心して出産できる体制づくり

- 地域中核病院等における産科医確保への支援
- 産婦人科医・小児科医等と連携した総合的な周産期医療提供体制の充実

おおいたのご縁を応援!



OITAえんむす部
出会いサポートセンター

OITAえんむす部出会いサポートセンター

③ 小児医療提供体制の整備と医療費負担の軽減

- 地域中核病院等における小児科医の確保
- 応急措置の助言などを行う「こども救急電話相談」の実施
- 休日・夜間における重症度に応じた小児救急医療提供体制の確保・充実
- 子ども医療費の助成
- 小児慢性特定疾病児童に対する医療費の助成
- ひとり親家庭等医療費の助成

④ 子どもの健やかな発達と育児不安を抱える親への支援

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診促進と質の向上
- 慢性疾患児などに対するフォローアップ体制の充実
- 育児不安を抱える親、特に産後の母親に対するメンタルケアや、多胎児を持つ親への育児支援の充実
- 産婦人科医と小児科医・精神科医と連携した出産前から小児科医の保健指導を受けられる育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）[※]事業の推進
- 医療的ケア児等コーディネーター[※]の養成による連携体制の整備及び受入事業所の拡充や研修会等の開催によるサービスの充実

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
出会いサポートセンター成婚数（組・累計）	30	1	—	1	90
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親の割合（子どもが3歳）（%）	28	72.0	—	72.0 (H28)	76.0 (R4)

(3) 児童虐待の未然防止・早期対応等切れ目ない支援

現状と課題

- 児童虐待への社会意識の高まりや警察等関係機関の連携の強化もあり、県内の児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっています。
- 社会的な支援を必要とする子どもや家庭の増加により、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制の強化が求められています。
- 子どもの成長にとって、家庭において健やかに養育されるよう支援することが大切であり、家庭で適切な養育を受けられない場合には、より家庭に近い環境での養育を推進することが求められています。

これからの基本方向

- 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで関係機関と連携した切れ目ない支援を一層強化し、支援にあたっては子どもの意見を尊重したうえで、子どもが心身ともに健やかに養育される環境を整えます。
- 要保護児童対策地域協議会[※]を活用し、児童相談所・市町村・警察など関係機関による情報共有と連携を強化して、支援が必要な子どもや保護者の早期発見と適切な支援に取り組めます。
- 家庭養育を優先する原則のもと、児童養護施設や乳児院など家庭に代わる養育（代替養育）は、できる限り家庭的な環境を整えるよう取り組みます。
- 代替養育が必要な子どもを家庭的な環境の下で養育することを推進するため、里親やファミリーホーム[※]への支援の充実を図ります。

主な取り組み

① 子育ての悩みや不安の解消等、虐待の予防体制の強化

- 「いつでも子育てほっとライン[※]」による24時間365日の相談体制の充実
- 地域子育て支援拠点[※]における交流や育児相談などきめ細かな支援の充実
- おおいた妊娠ヘルプセンター[※]による望まない妊娠や出産等の悩みに応じる相談体制の充実

② 児童虐待に対する取り組みの強化

- 虐待の早期発見・早期対応のため、子どもとその家庭や妊産婦等への支援に係る業務全般を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進
- 増加を続ける虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の専門職員配置などの体制強化や関係機関の専門性向上のための研修の充実
- 市町村要保護児童対策地域協議会を活用した学校や保育所、警察、医療機関等との情報共有と連携強化
- 出産後の養育支援が特に必要な妊婦への対応の強化
- 児童家庭支援センター[※]の活用による虐待発生後の児童・保護者への在宅における養育支援の強化

見直し委員から一言
児童虐待に対しては、法的な資格を持った専門職の配置など体制強化が必要です。



③ 児童養護施設や里親など家庭に代わる養育（代替養育）の充実

- 児童養護施設や乳児院の小規模かつ地域分散化による家庭的な養育環境の整備促進
- 里親制度の普及・啓発活動などによる里親の確保と、子どもを養育している里親への訪問支援やレスパイトケア[※]の実施等、里親への支援の充実による、里親・ファミリーホーム養育の推進
- 児童養護施設退所者等に対する、社会的養護[※]自立支援事業者（児童アフターケアセンターおおいた）による相談支援及び就職、進学や資格取得に伴う貸付実施など自立促進に向けた支援の充実
- 児童自立支援施設[※]（二豊学園）や児童心理治療施設[※]（愛育学園はばたき）による、特に専門的な対応を必要とする子どもへの支援の強化

ひとりで悩まず、まずは相談
24時間対応します!!
いつでも子育てほっとライン
0120-462-110
専門の電話相談員が24時間365日 相談に応じます。
育児、しつけ、子どもの問題行動、発達の違い、不登校や非行など、
子育てに関する不安や悩みをご相談ください。（相談内容の秘密は守られます）
大分県福祉保健部こども・家庭支援課

いつでも子育てほっとライン



虐待防止を呼びかける「オレンジリボンたすきリレー」

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合 (%)	26	28.2	32.2	33.1	38.0

(4) 子どもの貧困対策やひとり親家庭・障がい児へのきめ細かな支援

現状と課題

- 子どもの貧困率が諸外国に比べて高いことや、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率が依然として低いことなどから、子どもの貧困[※]に対する対応が求められています。
- ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）では、経済的負担だけでなく、母親又は父親が仕事、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。
- 発達障がい[※]など気づかれにくい障がいの場合、発見の遅れや、親が事実を受け入れられないなどの理由により、早期の療育につながりにくく、また、障がいの特性や療育支援等の情報が学校に十分伝わらないことにより、学校生活にうまく適応できなくなることがあります。

年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度
子どもの貧困率	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%

出典:国民生活基礎調査

これからの基本方向

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもたちへの教育・生活の支援や、子どもの居場所としての「子ども食堂[※]」等必要な環境の整備を進めます。
- ひとり親家庭等のニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策を総合的・複合的に展開することにより、安心して生活し、子育てしやすい環境を整えます。
- 障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健康診査等や家族に対する相談支援体制を充実するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関が連携し、障がいのある子どもと家族へのライフステージに応じた一貫した支援を推進します。

主な取り組み

① 子どもの貧困対策の推進

- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の育成や就学支援等の充実
- 保育所等での保育コーディネーター[※]と連携した子どもの貧困の早期発見
- 生活に困窮する人が、社会的な孤立に陥らないための相談支援の充実

- 子どもの居場所としての「子ども食堂」や「子ども食堂地域ネットワーク[※]」への支援
- 生活に困窮する人への自立支援やひとり親に対する就労に向けた職業訓練などの支援
- 放課後児童クラブ利用における保護者負担金の減免や高校生奨学給付金の給付等による経済的支援



子どもの居場所としての「子ども食堂」

② ひとり親家庭への支援

- 子育ての悩みや不安、生活、就業などに関する相談事業の充実
- 大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの就職相談や職業のあっせん等による、一貫した就業支援
- 看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得（訓練）期間中の生活費に係る給付金（母子家庭等自立支援給付金）の支給
- 弁護士無料法律相談会の開催などによる養育費確保や面会交流に対する支援の充実
- 児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成による経済的支援
- 生活の安定と自立促進を図るため、生活や子どもの修学などに必要な資金を無利子又は低利子で貸付
- WEB[※]やSNS[※]等を活用したひとり親家庭支援施策の広報・周知の強化

見直し委員から一言
ひとり親でも安心して子育てできるように、社会全体で育てる環境づくりが必要です。



③ 障がい児への早期支援の取り組みの強化

- 乳幼児健康診査や相談・療育支援体制等の充実
- 児童発達支援センター[※]を中核とした関係機関ネットワークによるライフステージに応じた一貫した支援の推進
- 障がいのある子どもの家族に対する相談支援体制の充実と親の会の活動支援の推進
- 新生児聴覚検査の普及と聴覚障がい児の療育体制の整備
- 医療的ケア児等コーディネーター[※]の養成による連携体制の整備及び受入事業所の拡充や研修会等の開催によるサービスの充実



児童発達支援センターにおける早期療育

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
母子家庭のうち年間就労収入が300万円未満の家庭の割合 ^{※1} (%)	30	83.7	—	83.7	77.7
母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率 (%)	30	85.7	—	85.7	100

※1) 一定の所得以下のひとり親家庭に支給される児童扶養手当を受給している母子家庭に対して、就業支援施策等を実施することにより、年間就労収入が300万円未満の家庭の割合を引き下げることを目指すもの

〈子育て満足度日本一の実現に向けて〉 (おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)の策定)

大分県は子育て満足度日本一を目指します

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。本県では、平成21年度から「子育て満足度日本一」の実現を目指して、地域や社会が子育てを応援し、子育ての喜びを感じられる環境づくりを進めています。この取り組みを通じて、より多くの子どもの笑顔を育み、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓きます。



認定こども園の園児たち

また、「子育て満足度日本一」の実現に向け、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」を策定します。このプランの策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援関係者、有識者などからなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において、取り組みや指標について議論を行い、目指す姿である「一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる温かい社会」をイメージしやすいように、5つの具体像を設定します。

子育て満足度日本一の評価とは

「子育て満足度日本一」の総合評価にあたっては、本県独自に「子育て満足度」に大きく影響すると考えられる指標を、以下の5つの具体像に対して11指標設定したうえで、各指標の全国順位を平均した総合順位が1位となることを目指します。

取り組みの進捗を毎年きめ細かく評価することにより、PDCA[※]サイクルを強化し、県民が実感できる「子育て満足度日本一の大分県」の実現を目指します。

【目指す5つの具体像】

- (1) 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる
- (2) 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- (3) 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- (4) 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる
- (5) かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

【トピック】

育児ストレスが少ない都道府県ランキング

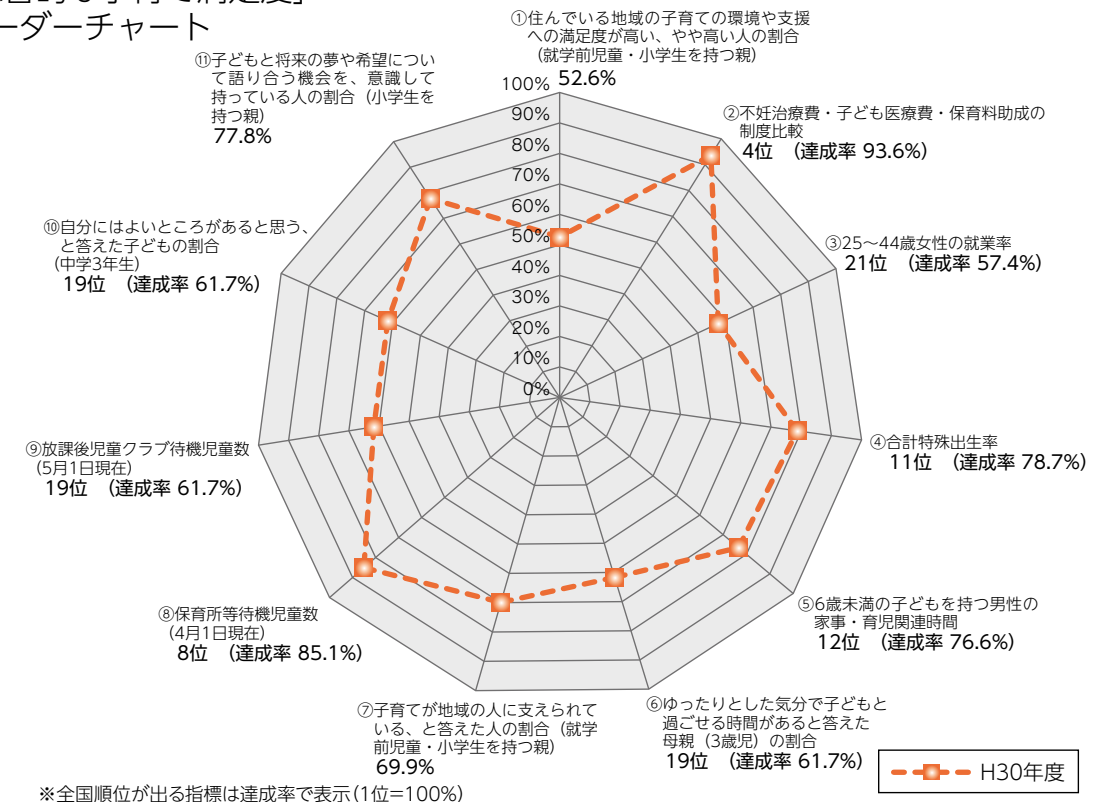
男性2位 【男性】			女性1位 【女性】		
順位	都道府県	「ワンオペ・ストレス」度数	順位	都道府県	「ワンオペ・ストレス」度数
1	沖縄県	-63.3	1	大分県	-54.7
2	大分県	-64.6	2	島根県	-55.5
3	福岡県	-65.5	3	福井県	-56.6
4	島根県	-65.5	4	香川県	-56.6
5	佐賀県	-65.9	5	鳥取県	-56.8

資料：ダイヤモンド・オンライン記事「育児ストレスが少ない都道府県ランキング【完全版】(2020.1.27掲載)」から作成

「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」総合的な評価指標

具体像	指標	目標値 (R6年度末)	基準値 (H30年度末)	参考 (H30年度末)
1 県民みんなが子どもの育ちに期待を抱き、喜びを感じることができる	①住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100%	52.6%	-
	②不妊治療費・子ども医療費・保育料助成の制度比較	1位	4位	-
2 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	③25～44歳女性の就業率	1位	21位	78.6%
	④合計特殊出生率	1位	11位	1.59
3 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1位	12位	88分
	⑥ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親(3歳児)の割合	1位	19位	72.0%
4 地域とつながりながら、安心して子育てをすることができる	⑦子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100%	69.9%	-
	⑧保育所待機児童数(4月1日現在)	1位	8位	13人
	⑨放課後児童クラブ待機児童数(5月1日現在)	1位	19位	117人
5 かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑩自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合(中学3年生)	1位	19位	80.2%
	⑪子どもと将来の夢や希望について語り合う機会を、意識して持っている人の割合(小学生を持つ親)	100%	77.8%	-
総合的な達成状況 ※指標①～⑪までの達成率を平均したもの ※全国順位が出る指標は達成率で表示(1位=100%)		100%	70.4%	
うち、全国順位が出る指標の総合順位(指標①、⑦、⑪以外)		1位	5位	

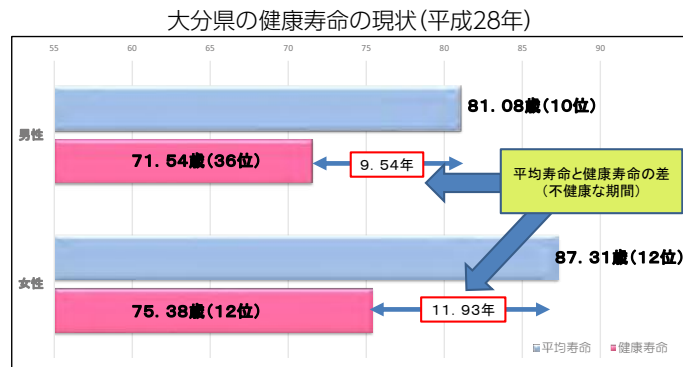
「総合的な子育て満足度」レーダーチャート



(1) みんなで進める健康づくり運動の推進

現状と課題

- 本県の「平均寿命」は、全国トップクラスとなっており、今後も延伸する見込みです。これに合わせ、健康で活力あふれる暮らしを送ることができる「健康寿命[※]」を平均寿命の延び以上に延伸することが、生活の質の向上及び持続可能な社会の構築のために重要な課題となっています。
- 「健康寿命」の延伸のためには、県民自らが生活習慣病の発症・重症化予防のための行動を実行に移すとともに、社会全体で県民のライフステージを通じた健康を守り、支えるための環境づくりを進めることが必要であり、多様な主体による取り組みの拡充が求められています。また、睡眠による休養やリフレッシュによる心の健康づくりを推進するための取り組みが必要です。
- 高齢者が健康で自立した日常生活を営むためには、要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になってもその悪化を防止し、改善させる取り組みが必要です。
- 健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な社会的要因を抱えた自殺による死亡者数が依然として高い水準にあるため、自殺予防の取り組みの充実や、自死遺族に対する支援の充実が求められています。



出典：都道府県別生命表及び厚生労働科学研究班
 なお、健康寿命は平成28年データ(3年毎)、平均寿命は平成27年(5年毎)データを記載
 ※()内は全国順位

これからの基本方向

- 県民が、健康を育む生活を送ることで幸福を感じ、生涯にわたり活力ある生活を送ることができる社会の実現のため、県民参加型の健康づくり運動を展開します。
- 民間活力を含めた地域、職域、学校、家庭等が相互に連携する体制づくりを推進し、加入する医療保険の種別にかかわらず、すべてのライフステージにおいて心身の健康づくりを推進するとともに、健康無関心層も含めた誰もが健康になる環境の構築を目指します。
- 世界温泉地サミット[※]の成果を踏まえ、心の健康・リフレッシュへの温泉活用を推進します。
- 保健・医療・介護に係るデータを連結した分析による効果的・効率的な保健事業(データヘルス)を推進し、先を見据えた生活習慣の改善を目指します。
- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるよう、医療・保健・福祉関係機関や団体等と連携して、介護予防や自立支援・重度化防止の推進を図ります。
- 自殺を考えている人を一人でも多く救うため、関係機関の幅広い連携によって、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

主な取り組み

① 健康づくりのための県民運動の展開

- 保健医療福祉関係団体、保険者、経済団体、報道機関等からなる健康寿命日本一おおいた創造会議を核に、健康寿命日本一おうえん企業等の関係団体と連携した取り組みの推進
- 愛育班[※]、食生活改善推進員[※]、健康づくり推進員等による、県民主体の組織活動の促進
- 「減塩マイナス 3g・野菜摂取 350g・歩数プラス 1500 歩」の推進
- 健康アプリ「おおいた歩得」[※]などのインセンティブ付与制度の拡充
- 総合型地域スポーツクラブ[※]や自転車活用等による日常的な運動・スポーツ活動の推進
- 温泉入浴効果(ソフトエビデンス)の収集・発信や、健康増進プログラムの創出支援などによる心の健康やリフレッシュへの温泉活用の推進
- むし歯予防対策・歯周病対策・口腔機能向上対策の推進

② 健康を支える社会環境の整備

- おいしい減塩食を普及する「うま塩プロジェクト[※]」、野菜摂取を普及する「まず野菜、もっと野菜プロジェクト[※]」の推進等による健康応援団店舗や事業所の拡大
- 学校や病院、行政機関、飲食店等多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策の推進
- 健康経営[※]事業所の拡大に向けた普及啓発と支援体制の強化
- 地域保健と産業保健の連携による事業所における心の健康づくりの推進
- 産学官連携による効果的な健康づくりに係る調査・研究の推進
- 治療と就労の両立支援などがん対策の推進



事業所ぐるみで取り組む「健康経営事業所」

③ 介護予防、自立支援・重度化防止の取り組みの推進

- サロン[※]等通いの場における介護予防体操の普及など、県民主体の介護予防・フレイル[※]対策(運動・口腔・栄養等の虚弱防止)の推進
- 生活機能を維持し、自立を支援する取り組みを実践する事業所の育成
- リハビリ専門職等と連携した心身・生活機能の改善に向けた取り組みの推進

④ データヘルスに基づく糖尿病性腎症[※]などの生活習慣病対策の推進

- 医師会、大学との連携協定やケース検討会議開催などによる医療機関と行政との情報共有の促進
- 病期に応じた個別支援強化による新規人工透析導入患者数の抑制
- 健康への気づきを与えるナッジ理論[※]を活用した特定健診・がん検診の受診率向上
- 大学、県医師会等との連携による県民への広報・普及啓発の推進
- 年代や職域に応じた食事・運動など生活習慣改善の働きかけと定着の支援

⑤ 総合的な自殺対策の推進

- 自殺予防の普及啓発、電話や対面型など相談支援体制の充実
- 相談支援や自死遺族支援に携わる人材の養成と質の向上
- 自殺を考えている人等を関係機関が連携して支えるネットワークの構築と市町村及び民間団体と連携した自殺対策の推進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度	
			目標値	実績値	目標値	
健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)(歳)	男性	22	69.85	71.80(H28)	71.54(H28)	73.75(R4)
	女性	22	73.19	75.11(H28)	75.38(H28)	77.03(R4)

(2) 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

- 少子高齢化の進行に伴い、地域活動等の担い手が減少する中で、これまで以上に、老人クラブの活動等、高齢者が豊かな知識や経験を生かし参画することが求められています。
- スポーツや芸術・文化活動に対する高齢者の参加意欲が高まる中、誰もが参加できる環境づくりが求められています。
- 生涯現役で働き続けられる環境整備など高齢者の多様な形態による雇用・就業への総合的な支援が求められています。
- 少子高齢化の進行や世帯構造の変化等により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家庭や地域の支え合い機能の低下が懸念される一方、今後も増加が見込まれる医療・介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みづくりが必要です。
- 要介護者等が一層増加すると見込まれる中、介護人材の確保は大きな課題となっており、これまで以上に取り組みを強化していく必要があります。
- 今後さらに増加することが見込まれる認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、支援の強化がより一層求められています。

これからの基本方向

- 老人クラブが広く地域において、健康維持や孤立防止、ボランティアや趣味等の高齢者の生きがいにつながる活動の場となるよう、魅力あるクラブづくりや加入促進に努めます。
- 一人暮らし高齢者世帯等に対する生活支援や子育て世帯に対する育児支援活動など、高齢者の地域貢献活動を推進します。
- 高齢期を健康で豊かに過ごすため、スポーツ、芸術・文化活動などに参加し、ふれあいや学ぶ機会の充実を図ります。
- 生涯現役社会の実現に向けて高齢者の活躍の機会を拡大し、その能力を発揮し、また、高齢者の希望する多様な形態での労働ができるよう就労環境の整備に努めます。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム[※]」の構築を市町村や関係機関と連携して推進します。
- 必要な介護人材を確保するため、多様な人材の参入促進や労働環境改善などの取り組みを推進します。
- 県民が認知症について正しく理解するための普及啓発や地域で見守り支援する体制づくり、認知症を早期に発見し状況に応じた適切なケアが行える医療提供体制の整備など、認知症施策の充実を図ります。

主な取り組み

1 生きがいづくりや社会参画の促進

- 老人クラブ活動の活性化に向けた団塊の世代の加入促進や後継リーダーの育成、休会・解散クラブの活動再開支援
- 高齢者による生きがいづくり・健康づくり活動、生活支援・子育て支援や高齢者に対する見守り・声かけなどの地域活動への取り組み促進
- 高齢者がサロン[※]等で介護予防や生活支援活動での指導者となるための人材育成
- 豊の国ねんりんピック[※]によるスポーツ・文化の機会確保
- 高齢者が生涯現役で活躍できるための雇用環境の整備



高齢者による健康づくり運動

2 安心して暮らせる基盤づくりの推進

- 高齢者の生活支援ニーズに応えるための多様な主体によるサービス提供体制の充実
- 要介護高齢者等を支える介護サービス基盤の整備
- 高齢者が安心・安全に暮らせる良質な住まいの確保
- 要介護高齢者等を在宅で支えるための医療・介護連携の推進
- 地域ケア会議の充実、事業所や県民の理解促進及びICT[※]の活用を通じた自立支援型ケアマネジメント[※]のさらなる推進
- 自立支援型サービスを実践する介護サービス事業所の育成
- 要介護度の改善を図る優良事業所へのインセンティブ付与



ノーリフティングケア

見直し委員から一言

介護人材の確保には若年層の養成も含めた対策が必要です。



3 介護人材の確保

- 若手介護従事者と連携した介護の仕事の魅力発信
- 福祉人材センター[※]、介護人材養成校等、関係機関と連携した介護人材の確保・育成
- ノーリフティングケア[※]の普及促進、介護ロボット[※]等の導入やICTを活用した業務の効率化などによる介護職の負担軽減や雇用環境の改善
- 外国人介護人材の養成と円滑な受け入れ、職場定着に向けた研修などの取り組みの推進

4 認知症施策の推進

- 学校や企業、地域住民などに対する認知症についての正しい理解の普及啓発と認知症の本人から発信する機会の拡大
- 認知症予防に向けた調査・研究と、その成果を踏まえた対策の推進
- 生活習慣病の予防や社会参加による孤立解消等のための住民主体の通いの場の拡充
- 認知症疾患医療センターを核とした早期診断・早期対応の体制整備と医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進
- 認知症カフェ[※]の活動促進など認知症の人の家族等への支援
- 若年性認知症[※]の人への支援と認知症の人の社会参加の支援

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
65歳以上のボランティア活動参加者数(人)	26	18,173	19,000	19,906	20,800
要介護認定を受けていない高齢者割合(年齢調整後)の全国順位(位)	30	9	-	9	5

(3) 安心で質の高い医療サービスの充実

現状と課題

- 安全で質の高い医療サービスを受けられる体制づくりのため、「治す医療」から、超高齢化社会に見合った「治し、地域で支える医療」への転換と、二次医療圏内で切れ目なく必要な医療が提供される地域完結型医療の推進が求められています。
- 産婦人科医及び小児科医は、中部及び東部医療圏への地域偏在が顕著であり、どこに住んでいても安心して子どもを生み育てることができるよう安全で質の高い医療提供体制の整備が求められています。
- 精神疾患患者が夜間・休日に急変した場合、対応できる医療機関が少ないことから、24時間の救急医療体制の充実が求められています。
- がんに対する効果的な薬物療法として、どこにいてもがんゲノム医療[※]が受けられる医療提供体制の整備が求められています。
- 難病の多様性・希少性のため診断がつくまでに時間がかかるほか、療養上の悩みや医療費などの経済的不安を抱える患者や家族も多く、適切な支援が求められています。
- 県立病院は、高度・専門医療や感染症対策などの政策医療の充実を図ってきましたが、引き続き県民医療の基幹病院として機能の充実が求められています。大規模改修や精神医療センターの開設に向けた対応とともにさらなる経営基盤の強化が必要です。

これからの基本方向

- どこにいても必要な医療を最適な形で受けられることができるよう、ICT[※]による保健医療情報の共有や人工知能（AI[※]）を活用した診断・治療支援等の取り組みの推進及び救急医療・災害医療体制の強化など安全で質の高い医療提供体制の整備に努めます。
- 産婦人科・小児科やへき地等の地域医療を担う医師や看護師等の育成・確保を図るとともに、地域偏在の解消に努めます。
- 新たに開設する県立病院精神医療センター[※]を中心とした夜間・休日における精神科救急医療体制の整備や災害精神医療の一層の充実・強化に努めます。
- がん患者が安心して受けられるがんゲノム医療提供体制の整備に努めます。
- 難病の患者に対する早期診断や、良質かつ適切な医療を提供できる体制を構築するとともに、相談・支援体制の充実を図り、療養生活の質の維持向上に努めます。
- 県立病院は医療制度改革に対応して、高度急性期・急性期機能の強化を図るとともに、中期事業計画を軸に医療機能の充実や経営基盤の強化に努めます。

主な取り組み

① 安心で質の高い医療提供体制の整備

- 地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携[※]による、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの切れ目ない医療提供体制の確立
- 医療・介護に携わる多職種連携による在宅医療提供体制の充実
- 人生の最終段階において本人が希望する医療・ケアの提供体制整備と「人生会議[※]」の普及・啓発
- 医療情報等ネットワーク[※]構築やオンライン診療などを活用した診断・治療支援等の取り組みの促進
- 無医地区巡回診療や代診医派遣の充実、へき地診療所などの施設・設備の整備
- 市町村との共同体制に基づく適切かつ安定的な国民健康保険制度の運営

見直し委員から一言
人口減少社会の中、切れ目なく必要な医療が提供される医療体制の再構築が必要です。



② 医療従事者の育成・確保

- 大分大学医学部地域枠[※]卒業医師や自治医科大学[※]卒業医師の医師不足地域への派遣及び県内定着の推進
- 研修資金貸与や診療技術修得のための研修支援制度の活用による産婦人科医・小児科医確保対策の推進
- かかりつけ薬局の推進に向けた、薬剤師の育成・確保
- プラチナナース[※]の活用などによる在宅医療に適切に対応できる看護職や、高度な技能と専門性を持つ看護職の育成・確保

③ 救急医療提供体制の充実・強化

- 病状に応じた救急、小児救急医療提供体制の整備
- 夜間・休日に緊急の受診の必要性を判断する精神科救急情報センターの設置
- 関係機関の協力・連携のもと、夜間・休日を中心とした精神科救急及び身体合併症治療等に対応可能な県立病院精神医療センターの整備
- ドクターヘリ[※]の運航や隣県との連携による迅速な広域救急医療体制の充実

④ 災害医療提供体制の充実・強化

- 災害時における多数傷病者の受け入れや診療機能の維持に向けた災害拠点病院の機能強化
- 災害派遣医療チーム（DMAT）[※]・災害派遣精神医療チーム（DPAT）[※]の出動体制と災害医療コーディネート体制の充実

⑤ がん・難病患者等への医療及び支援の充実

- がんゲノム医療拠点病院等と連携したがん診療体制の充実強化
- 難病診療連携拠点病院[※]を核とした難病の早期かつ正確な診断の推進
- 指定難病患者への医療費助成と難病相談・支援センターの機能強化

⑥ 県立病院のさらなる機能強化

- 県民の求める医療機能の充実
- 良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応
- 地域医療機関等との医療連携
- 経営基盤の強化



大分DMAT隊員養成研修

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
地域中核病院の医師充足率(%)	26	73.5	77.0	75.5	100

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会実現の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心した生活を送るためには、障がいへの誤解や偏見等による不利益を解消し、障がいに対する県民の理解を促進する取り組みが求められています。
- 障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと[※]」の不安への対応が求められています。
- 障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、必要なサービス提供基盤の整備を図る必要があります。
- 障がい者の高次歯科医療機関の整備は進んできましたが、今後は、障がい者がそれぞれの地域で受診できるよう障がい者歯科医療体制の整備を図る必要があります。
- 平成 29 年の精神病床の平均在院日数は、全国平均より 140 日以上長い 408.4 日となっており、その短縮を図る必要があります。
- 施設や病院に入所（院）している障がい者が、グループホーム[※] など自ら選んだ地域で安心して暮らせる体制整備が求められています。
- 障がい者が豊かな生活を送り、県民の障がいへの理解を深めるためには、身近な地域で障がいのある人もない人も気軽に芸術文化や障がい者スポーツを楽しめる環境づくりが求められています。特に全国障害者芸術・文化祭を契機として、県内全市町村で芸術文化活動が展開されたことから、そのレガシーを継承し、発展させていく必要があります。

これからの基本方向

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮[※]の普及に努めます。
- 「親なきあと」を見据えた相談支援体制の構築や地域生活支援拠点等[※]の整備を推進します。
- 障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を継続して送れるよう、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護などの訪問サービスや生活介護、就労継続支援などの通所系サービスの提供体制の整備を推進します。
- 障がい者が身近なかかりつけ歯科医で歯科診療が受けられるよう、かかりつけ歯科医と高次歯科医療機関との連携を推進します。
- 施設や病院に入所（院）している障がい者が、地域生活にスムーズに移行できるよう、生活訓練や相談支援体制などを整備・充実するとともに、家族や地域住民の理解の促進、住まいの場の確保等を推進します。
- 全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承する障がい者芸術文化活動の支援体制を整えるとともに、身近な地域で楽しめるスポーツの振興を図り、障がい者の自立や社会参加を推進します。

主な取り組み

① 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり

- 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例[※]」等に基づく、大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターの相談機能等の強化や県民や企業・団体への啓発活動のさらなる推進
- 障がいに対する県民理解の促進による障がい者の社会参加・交流活動の推進
- 「親なきあと」を見据えた相談員の育成や市町村による地域生活支援拠点等の整備への支援

② サービス提供基盤の整備

- 居宅介護、生活介護、就労継続支援などのサービス提供体制の整備
- 介護ロボット[※]等の導入による業務の負担軽減や ICT[※]を活用した効率化への支援
- 在宅の障がい児が身近な地域で相談・支援を受けられる療育支援体制の充実
- 自閉症などの発達障がい[※]や交通事故などによる高次脳機能障がい[※]のある人への支援
- 障がいのある子どもの家族に対する相談支援の充実
- 大分県口腔保健センター等を活用した障がい者歯科診療研修への支援

③ 地域生活への移行促進

- グループホーム等地域生活における住まいの場の確保
- 主体的な自立生活を支える相談支援体制の強化
- 地域移行・地域定着[※]を支える人材の確保と専門性の向上
- 精神科病院に入院している障がい者の地域移行・地域定着の促進
- 措置入院者等への退院後支援計画の作成と支援の充実



第39回大分国際車いすマラソン

④ 芸術文化・スポーツの振興

- 全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承し障がい者の芸術文化活動を推進する拠点づくり
- 大分国際車いすマラソンなどの競技スポーツのさらなる振興と地域における障がい者スポーツの普及の促進
- 障がい者スポーツ先進県としての歴史や取り組みの情報発信

見直し委員から一言
大分県が障がい者スポーツの先進県ということを積極的に情報発信していく必要があります。



おおいた障がい者アート展vol.1 日常のアート

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度 目標値
			目標値	実績値	
グループホーム利用者数(人)	26	1,325	1,607	1,837	2,250

(2) 障がい者の就労支援

現状と課題

- 障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のためには雇用の促進が重要です。障害者雇用促進法[※]の改正により平成30年4月から精神障がい者が雇用義務の対象となり、法定雇用率が段階的に引き上げられる中、身体障がい者に加え、知的及び精神障がい者の雇用促進と就職後の職場定着に向けた支援の強化が求められています。
- 企業等への一般就労が困難な障がい者が働く就労継続支援B型事業所[※]の平均工賃は全国水準を上回っていますが、障がい者の自立に向けてさらなる工賃向上が求められています。
- 障がい者の就労支援では、個々の障がい特性に応じたきめ細かな対応が求められています。



病院での一般就労(看護助手)



選果場でのニラの出荷作業

これからの基本方向

- 障がい者雇用の場の拡大、職業訓練などの就労対策を障がいの特性に応じて総合的に実施し、障がい者雇用率[※]日本一を目指します。
- 障がいの特性や障がい者の個別ニーズに配慮した企業等とのマッチングや就業面と生活面の一体的な支援により雇用促進と職場定着を推進します。
- 就労継続支援B型事業所等の商品・サービスの販路・受注拡大等を担う共同受注体制を強化し、工賃向上につなげます。
- 農福連携[※]の推進により障がい者の就労を支援します。
- 障がい者が学校卒業後に円滑に就労できるよう、在学中から就労体験を行うとともに、職業技能の習得や関係機関との連携強化を図ります。

主な取り組み

① 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

- 障がい者雇用アドバイザー[※]による企業への働きかけ強化など障がい者雇用の促進及び職場定着の推進
- 障がい者雇入れ体験などによる障がい者雇用への事業者の理解促進
- 障がい者の職業能力開発、雇用機会の拡大、定着支援
- 障害者就業・生活支援センター[※]等を活用した相談支援体制の充実
- 職場指導員を配置する企業に対する研修や奨励金を通じた知的及び精神障がい者の職場定着支援
- 知的及び精神障がい者の県や市町村での雇用機会の拡大
- 就労継続支援A型事業所[※]の規模拡大のための支援の充実
- 職業教育充実のための高等特別支援学校[※]の新設
- 通勤困難な障がい者や難病患者の自立支援に向けた在宅就労への支援

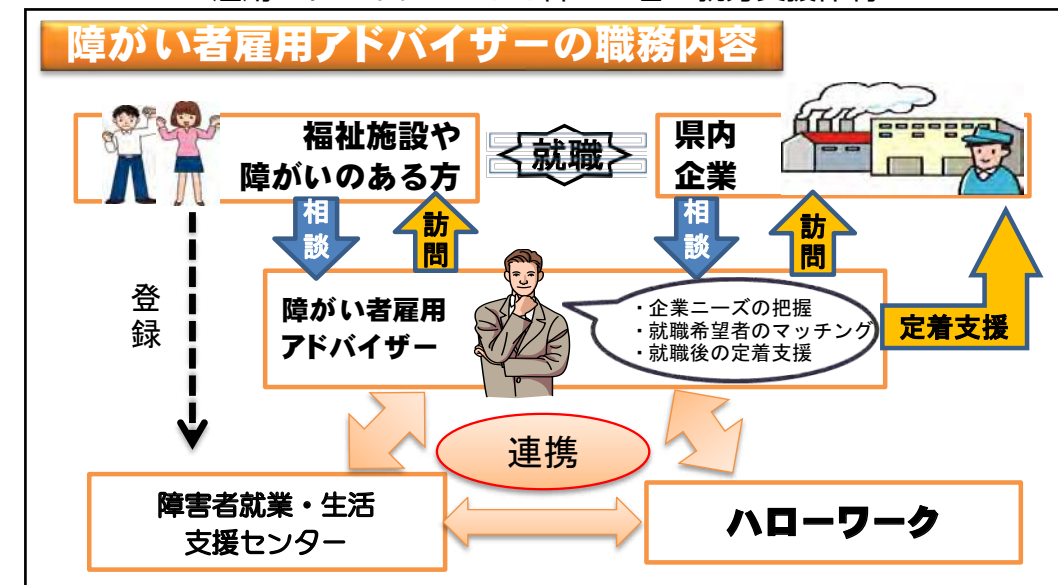
見直し委員から一言
仕事の切り出しなど、在宅就労の促進に向けて仕事をつくるのが重要です。



② 障がい者の工賃向上のための支援の充実

- 企業等の視点やノウハウの活用による共同受注センター[※]の販路・受注拡大に向けた取り組み強化
- 研修会の開催等による施設職員の人材育成及び事業所の経営力強化への支援
- 障害者優先調達推進法[※]に基づく県、市町村からの優先調達の推進
- アグリ就労アドバイザー[※]の栽培技術指導による農産物の生産拡大や農業団体等からの受注促進等による農福連携の推進

雇用アドバイザーによる障がい者の就労支援体制



目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
障がい者雇用率の全国順位(位)	26	2	1	6	1
障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額(円)	30	17,977	-	17,977	20,000

(1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

現状と課題

- 本県は緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など豊かな自然に恵まれ、県土面積の約28%が自然公園^{※)}に指定され、全国平均の約2倍となっています。このような自然を将来に継承できるよう、自然共生社会^{※)}づくりを進める必要があります。
- 再生可能エネルギー^{※)}事業が増加しており、大規模な開発に伴う環境や景観への影響及び防災上の問題が懸念されています。
- 多くの野生動植物が生息・生育の場を失うなど生物多様性^{※)}の危機が進行し、生物多様性保全が国家レベルの課題となっています。
- 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用しています。しかし、植物の採取やごみの放置などの行為が後を絶たないことから、自然を守る意識を高める必要があります。
- 農山漁村は水源かん養や自然環境の保全などの多面的機能^{※)}を有しており、県民に多様な恩恵をもたらしています。
- 源泉数、湧出量ともに日本一を誇る本県の温泉資源は、「おんせん県おおいた」を支える大きな財産です。発電など地熱・温泉熱の利用が増加する一方で、地域によっては温泉資源の衰退が懸念されています。
- 豊かな自然と人との共生が評価された祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク^{※)}の登録、これまでの4年間の活動が評価されたおおいた姫島、おおいた豊後大野両ジオパーク^{※)}の再認定、阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト^{※)}の選定、国東半島宇佐地域世界農業遺産^{※)}の取り組みなど、本県の豊かな地域資源^{※)}を見つめ直す機運が醸成されており、これらの地域資源を活用した地域振興が期待されています。
- 近年、議論が高まっている持続可能な開発目標 (SDGs) ^{※)}を達成するためには、経済成長、環境保護等の主要素を調和させる必要があります。

これからの基本方向

- 本県の有する豊かな自然や生物多様性は県民共通の財産であり、その恵みを将来にわたり享受していくため、「生物多様性おおいた県戦略」により、県民全体で保護・保全していく体制づくりを推進します。
- より多くの県民が自然への理解を深めるよう自然とふれあう機会をつくるとともに、自然保護活動の推進を図ります。
- 森林や農地等が有する多面的機能の維持保全活動を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境や景観、防災等に配慮した事業となるよう指導を行います。
- ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保に努め、豊かな自然と人間とが共生する快適な地域環境の創造を目指します。
- 貴重な資源である温泉の持続可能な利用に向けて、温泉資源の保護と適正利用を推進します。
- ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産などの多様な地域資源の保全と活用を図るとともに、持続可能な取り組みとなるよう支援します。

主な取り組み

① 自然や生物多様性の保護・保全と適正利用の推進

- 生物多様性の価値と保全活動に関する県民意識の高揚や保全活動への積極的な参加の促進など、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標^{※)}」を踏まえた取り組みの推進
- 身近な生きものとのふれあいなど、自然に親しむ取り組みの推進
- 山岳、草原、海岸など、貴重な自然景観の保全の推進
- 希少野生動植物の保護をはじめ、多様な生物の生息・生育地として重要な森林や河川、干潟など豊かな生態系の保全の推進
- 特定外来生物^{※)}の調査・対策の充実強化
- 自然保護NPO^{※)}などのネットワークの構築支援

見直し委員から一言
自然環境は、活用しながら保全するという取り組みが必要です。



くじゅう連山のミヤマキリシマ

② 快適な地域環境の保全と創造

- 農地・水路などの維持保全活動や森林資源の循環利用による多面的機能の保全
- 荒廃した竹林の整備による良好な景観の再生とたけのこ生産等への活用
- ボランティアや企業などによる県民総参加の森林づくりの推進
- 藻場^{※)}や干潟などの保全・再生による豊かな沿岸環境の整備
- 自然環境や景観等へ配慮した社会資本整備の推進
- 県民との協働による里山づくりなど自然とふれあう都市公園の充実



清掃活動による藻場の保全

③ 温泉資源の保護と適正利用の推進

- 温泉の保護及び適正利用に向けた規制・指導の徹底
- 地熱発電や熱利用による温泉の多目的利用の推進
- 温泉資源保護のための温泉資源量調査及び定期的なモニタリング調査の実施

④ ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などの地域資源を活用した地域振興の推進

- 教育・学習活動を通じた地域資源の保全・活用意識の醸成
- 地域資源等の学術調査の推進
- 戦略的な情報発信や多様な地域資源の活用、受入環境の整備
- ユネスコブランドなどを活用した広域的な地域づくりの推進



姫島の黒曜石 (おおいた姫島ジオパーク)

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数(件)	26	80	88	90	100

(2) 循環を基調とする地域社会の構築

現状と課題

- 廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rに対する県民・事業者の意識が向上し、ごみの排出量が削減され、廃棄物の最終処分量も減少してきています。今後も、資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減されるよう3Rの取り組みをさらに強化し、循環型社会[※]づくりを進めていきます。
- 食品ロスは、多くの食料を海外に依存する現状にあつては、国全体で取り組むべき課題であるとともに、捨てられた食品は「ごみ」になるため、身近な地域の問題でもあります。食品ロス[※]の削減（発生抑制）に向け、行政、事業者、消費者が連携して取り組んでいく必要があります。
- 不法投棄などの廃棄物の不適正処理は、依然として県内各地で発生しているため、早期発見と迅速な対応により、適正処理を推進していく必要があります。
- 近年、各地で地震や風水害等による大規模災害が発生し、大きな被害をもたらされています。大規模災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物は、生活環境の悪化を招くだけでなく、復旧・復興の支障になることから迅速かつ適正な処理体制を整備することが不可欠です。
- 県内の大気環境及び水環境は、概ね良好な状態で推移しています。しかし、PM2.5[※]など環境基準[※]を達成できていない項目や環境基準を未達成の河川や海域があり、事業所等に対する監視指導や生活排水対策などを推進する必要があります。
- 県民が親しみを感ずることができる豊かな水環境をつくることが重要であり、流域住民が主体となって県内全域で河川保全活動に取り組む必要があります。
- 国は、海洋プラスチックごみ[※]削減に向け、「プラスチック資源循環戦略[※]」を策定しました。本県においても海ごみの多くはプラスチック類です。そのため、プラスチックを含めた海ごみの削減に取り組み、県民共有の財産である本県の海岸を大切に保全し、次世代に継承していく必要があります。

これからの基本方向

- 環境負荷が少なく、削減効果の高いリデュース・リユースを重点に3Rの取り組みをより一層推進することにより、廃棄物の削減を目指します。さらに、持続可能な社会づくりを一層進めるため、循環産業を牽引する企業の育成に努めます。
- 不法投棄の未然防止などによる廃棄物の適正処理の徹底に努めます。
- 災害廃棄物処理の知識やノウハウの共有を図り、迅速な処理体制を構築します。
- 良好な大気・水環境の維持・向上に努め、環境基準達成率の向上を図ります。
- あらゆる主体が河川・海岸保全活動に取り組む県民総参加の運動となるよう、流域・沿岸域住民が主体的に行う水環境保全活動を積極的に支援します。

主な取り組み

① 循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進

- 小売事業者との連携によるレジ袋無料配布中止など、プラスチックごみの発生を抑制する取り組みの推進
- 飲食店等との連携によるおいしい大分食べきりキャンペーンなど、食品ロス削減に向けた取り組みの推進
- リデュース、リユース、リサイクルの推進
- 県内で発生した廃棄物等を利用した県リサイクル認定製品[※]の拡大及び利用促進
- 循環産業を牽引する企業の育成支援や経営セミナー等による事業者の経営基盤の強化
- 関係団体、市町村との連携による焼却灰（主灰・飛灰）資源化の推進
- ドローン[※]を活用した上空からの監視等による産業廃棄物の不法投棄・不適正処理防止対策の強化
- 関係団体や市町村職員の人材育成の支援など大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備

見直し委員から一言
海洋プラスチックごみなどについて正しい知識を県民に分かりやすく周知していくことが重要です。



マイバッグキャンペーンでの店頭啓発

② 大気・水環境対策の推進

- 大気の常時監視と事業所に対する監視指導の強化
- PM2.5発生源寄与率の把握のための成分分析と発生源対策
- 公共用水域の常時監視と事業所に対する監視指導の強化及び水質環境基準の類型指定の見直し
- 河川やダムなどの水環境改善の推進
- 下水道や合併処理浄化槽[※]など生活排水処理施設の整備推進
- 浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導の強化
- 県民、NPO[※]、事業者などの多様な主体への水環境保全活動の拡充
- 子どもたちによる水生生物調査や会議の開催など水環境教育・学習の推進
- 源流域での水源保全・親水活動の推進
- 講演会開催等による生活排水対策の普及啓発活動や各種団体などに対する排水指導の推進
- 河川の上流から下流、そして海岸へと展開する環境美化活動の推進による海ごみの発生抑制対策



県民参加による海岸清掃活動

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
ごみ総排出量(t以下)	25	415,962	391,306 (H29)	399,535 (H29)	372,813 (R5)
水質環境基準(BOD [※] 、COD [※])達成率(%)	25	78.8	92.4 (H29)	93.8 (H29)	96.9 (R5)

(3) 地球温暖化対策の推進

現状と課題

- 地球温暖化により、極端な気象現象の増加や自然生態系、農林水産業、健康への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されています。世界共通の喫緊の課題である地球温暖化防止に向けて、2020年からスタートする温暖化対策の国際ルールであるパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満(努力目標 1.5℃)に抑え、21世紀後半には温室効果ガス^{※)}の排出を実質ゼロにすることが目標とされました。そのため、より一層、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取り組み(緩和策)を促進し、脱炭素社会^{※)}づくりを進める必要があります。
- 気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生じており、災害、食料、健康などの様々な面で影響が生じることが予想されています。これらの影響を軽減するための取り組み(適応策)が必要です。
- 本県では、「第4期大分県地球温暖化対策実行計画」を策定し、家庭・業務・運輸の各部門における取り組みやエコエネルギーの導入促進などの緩和策に加え、気候変動の影響が考えられる農林水産業など5つの分野での適応策に取り組んでいます。
- 本県の平成28年度の温室効果ガス総排出量は43,306千t-CO₂で、前年度に比べて3.4%減少していますが、電力等のエネルギー消費量は大きく減少していないなどの課題があります。
- 地球環境問題には日頃からの一人ひとりの行動が大切です。本県では、ラグビーワールドカップ大分開催により発生したCO₂を実質ゼロ化する県民運動を展開するなど、温暖化対策に向けた取り組みを積極的に進めており、今後も、この県民運動の成果を拡大させていく必要があります。

これからの基本方向

- 家庭、業務、運輸の各部門において、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出抑制のための緩和策をより一層推進するとともに、気候変動の影響を軽減するための適応策への取り組みを進めます。
- 地域の特性に応じたエコエネルギーの導入を促進し、その有効活用に向けた取り組みを推進します。
- 森林の適切な整備・管理により、二酸化炭素の吸収量を向上させる森林吸収源対策を推進します。

主な取り組み

① 温室効果ガスの排出抑制対策の推進

- 家庭部門におけるインターネットを活用したエコ診断等による「見える化」の促進、エネルギー使用量等を削減する省エネ行動の普及促進
- 九州7県連携による家庭の二酸化炭素排出削減等の取り組みを推進
- 業務部門における環境マネジメントシステム「エコアクション21^{※)}」の導入促進や省エネ診断の推進、高効率の省エネ機器・設備の導入促進
- 運輸部門における移動手段の転換促進、エコドライブ^{※)}など環境に配慮した自動車の利用促進、次世代自動車や低燃費車の普及促進
- 地球温暖化対策地域協議会を県内各地に設立するなどし、県民、事業者等との連携を一層密にして地域の取り組みを促進



省エネ・節電対策を提案する「うちエコ診断」

② エコエネルギーの導入促進

- 県民、事業者、市町村などとの連携によるエコエネルギー導入
- 九州唯一のコンビナートから発生する副生水素^{※)}の利用等、水素エネルギーの活用推進
- エコエネルギーを賢く使い、地域の活性化に結びつけるスマートコミュニティ^{※)}形成の推進

③ 森林吸収源対策の推進

- 人工林の間伐^{※)}や再造林^{※)}の徹底などによる森林の二酸化炭素吸収能力の向上
- 森林整備と環境との関係についての理解を深める森林環境教育の取り組みの推進



コンテナ苗などを活用した再造林の推進

④ 気候変動の影響への適応策の推進

- 農作物の栽培管理技術の開発・普及や高温耐性品種への転換などの高温障害を軽減する対策の実施
- 大雨や集中豪雨、高潮時における危機管理体制の強化や治水対策などの水災害の被害等を最小限にとどめる対策の実施
- 熱中症の予防など健康への影響を未然に防止する対策の実施
- 生態系の保全や、その実態に関する具体的な手法、技術などの情報の収集

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
温室効果ガス排出量(千t-CO ₂ 以下)	24	44,794	44,108 (H28)	43,306 (H28)	37,664 (R4)
主伐 ^{※)} 後の再造林率(%) ^{※1)}	30	71	-	71	80

※1) 再造林は生産適地で実施し、尾根等の条件不利地については、的確な天然更新により広葉樹林化等を進める。

(4) すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

現状と課題

- 本県の美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦[※]」を展開し、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めています。
- 「おおいたうつくし作戦」は、地域で環境課題解決に取り組む「おおいたうつくし推進隊」の活動などを通じて、広く県民に浸透してきましたが、その活動への参加は、活動団体の構成員等に限られる傾向にあります。
- 地域ごとにつくし作戦地域連絡会を組織し、団体相互の情報共有を図ることで、新たな連携・協働、点から面へと活動が広がりつつあります。
- 各団体が活動しやすい環境づくりと団体間の交流を促進するとともに、地域内外を問わず多くの住民が参加しやすい取り組みを行う必要があります。
- 美しく快適な大分県づくりを進めていくためには、県民一人ひとりが自らの問題として環境に関心を持ち、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動することが必要であり、あらゆる世代やあらゆる場における環境教育がますます重要となっています。

これからの基本方向

- 環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を、まちづくり（地域の活性化）、ひとづくり（人材の育成）、なかまづくり（持続可能な活動基盤づくり）の3つのアクションにより推進し、県民の環境意識のさらなる醸成と持続可能な活動基盤づくりに取り組みます。
- 「おおいたうつくし作戦」の地域の牽引役である「おおいたうつくし推進隊」などの活動の活性化と参加者の拡大を促進します。
- 県民一人ひとりの環境に関する意識を高め、主体的に行動する人材を育むため、子どもから大人までのあらゆる世代や家庭、学校、職場、地域など様々な場における環境教育を推進します。
- 地域の環境保全団体や行政との環境保全ネットワーク[※]を拡充し、団体が活動しやすい環境づくりを推進します。

主な取り組み

① 地域の活性化（まちづくり）

- 身近なごみ拾い活動に取り組む県民一斉おおいたうつくし大行動や、省エネ・地球温暖化対策等につながるキャンドルナイト[※]、緑のカーテンなど、県民総参加による環境保全活動の推進
- 地域の環境保全活動に、地域内外の住民が参加しやすく、交流が図られる取り組みを加えるなど、環境保全活動への参加者の拡大と地域活性化につながる活動の推進
- 環境美化や環境技術の開発などに功績があった個人や団体、企業などの顕彰



家庭での緑のカーテンの取組状況

② 人材の育成（ひとづくり）

- 環境教育アドバイザーなど環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進
- 自然体験などの環境ワークショップや環境教育アドバイザーの派遣などによる学校や地域における環境教育の推進
- NPO[※]等多様な主体と協働した環境教育の推進
- 環境教育を推進するための教材の整備とインターネットの学習サイト等を活用した効果的な情報提供



幼児向け環境劇巡回公演

③ 持続可能な活動基盤づくり（なかまづくり）

- 「おおいたうつくし推進隊」及びその構成員の拡大を図るとともに、地域における自発的な環境保全活動に取り組みやすい環境の整備
- 地域における環境保全団体と行政との情報共有や意見交換など、環境保全ネットワーク（おおいたうつくし作戦地域連絡会）の拡充
- ホームページやSNS[※]等を活用した「おおいたうつくし作戦」の中断のない情報発信

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
県民一斉おおいたうつくし大行動参加者数(人)	26	354,556	374,000	378,272	404,000

(1) 犯罪に強い地域社会の確立

現状と課題

- 県内の刑法犯認知件数は平成16年以降減少を続けているものの、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件が発生し、また特殊詐欺[※]はすべての世代で被害が続発しているなど、依然として厳しい治安情勢にあります。
- 県内では、殺人や誘拐事件などの凶悪犯罪の前兆とみられる声掛け・つきまとい事案やストーカー・DV事案が、また、全国では、登下校時における子どもを対象とした殺傷事件等、子どもや女性の安全を脅かす事案が多発しており、その安全確保に対して、迅速・的確な取り組みが求められています。
- インターネットや携帯電話利用等による犯人の匿名化及び犯罪の広域化が進み、犯人の特定がより困難となっており、科学捜査力や情報分析能力をはじめとする事案対処能力の向上が不可欠です。また、潜在化する暴力団に対抗するため、県民、企業及び警察が一体となった暴力団排除意識の高揚が必要です。
- 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も二次的被害[※]に苦しんでいます。犯罪被害者等の視点に立った支援施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現が必要です。
- 刑法犯認知件数や刑法犯少年の検挙補導人数が減少する中、再犯者率・再非行率は依然として高く、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを支援することにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することが必要です。

これからの基本方向

- 県と県民、事業所が一体となった地域安全活動のさらなる展開を図るほか、警察官による警戒・パトロールの強化など総合的な犯罪防止対策を推進します。
- 子どもや女性、高齢者を犯罪被害から守るため、地域や関係機関と連携した取り組みを強化し、安全確保対策を推進します。
- 科学捜査力や情報分析能力の高度化など事案対処能力を向上させるとともに、客観証拠を重視した捜査を推進し、重要犯罪や特殊詐欺など県民に不安を与える犯罪を徹底検挙します。
- 行政、県民及び事業所と一体となった暴力団排除活動のほか、暴力団による犯罪の取締りなど組織犯罪対策を推進します。
- 犯罪被害者等の損害回復・経済的支援や精神的・身体的被害の回復・防止など、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進します。
- 犯罪被害者等の視点を強く意識し、国の関係機関や民間団体と連携して再犯の防止等に関する施策を推進します。

主な取り組み

① 安全・安心なまちづくりの推進

- 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪防止・検挙対策の推進
- 街頭防犯カメラの設置促進など犯罪の防止に配慮した環境の整備
- 自主防犯パトロール隊に対する支援等地域住民の自主的な防犯活動の促進
- 地域住民の安全と安心のよりどころとなる地域における警察力の強化
- 条例に基づく「子どもの安全対策」及び「特殊詐欺等被害防止対策」の推進

見直し委員から一言
複雑化・多様化する犯罪に対して、官民が一体となった防犯対策が必要です。



② 子ども・女性・高齢者を犯罪被害から守る取り組みの強化

- ストーカー・DV事案等への迅速・的確な対応の強化
- 県民一体となった登下校時における子どもの安全確保対策及び児童虐待事案対応の強化
- 子どもや女性に対する声掛け・つきまとい事案等への迅速・的確な対応の強化
- 高齢者を中心とした特殊詐欺等の被害撲滅に向けた取り組みの強化

③ 犯罪検挙対策の推進

- 重要犯罪等の徹底検挙に向けた初動捜査体制の強化
- 匿名化、広域化が進む特殊詐欺検挙対策の強化
- 科学捜査力や各種捜査支援システム[※]の充実・強化
- サイバー犯罪・サイバー攻撃対策の強化
- 大規模イベントを見据えた各種テロ対策の推進



自主防犯パトロール隊との協働による児童の見守り活動

④ 暴力団等組織犯罪対策の推進

- 行政・県民・事業所が一体となった暴力団排除活動の推進
- 暴力団、暴力団共生者[※]等の取締りと犯罪収益の剥奪
- 暴力団離脱者に対する社会復帰対策の推進

⑤ 犯罪被害者等の支援施策の推進

- 総合的な対応窓口の充実・強化、支援関係機関等の連携など支援体制の整備
- 犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、市町村との連携による犯罪被害者等見舞金の支給などきめ細かい支援
- 公益社団法人大分被害者支援センターが行う活動への必要な支援の充実
- 二次的被害の防止、支援の必要性についての県民等の理解増進



初動捜査における現場鑑識活動

⑥ 再犯の防止等に関する施策の推進

- 就労・住居の確保など犯罪をした人等の立ち直り支援施策の推進
- 再犯防止に取り組む国の関係機関や民間団体との連携強化及び広報啓発活動の推進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
刑法犯認知件数(件以下)	26	5,384	4,760	3,331	2,850
特殊詐欺被害件数(件以下)	26	186	140	126	90

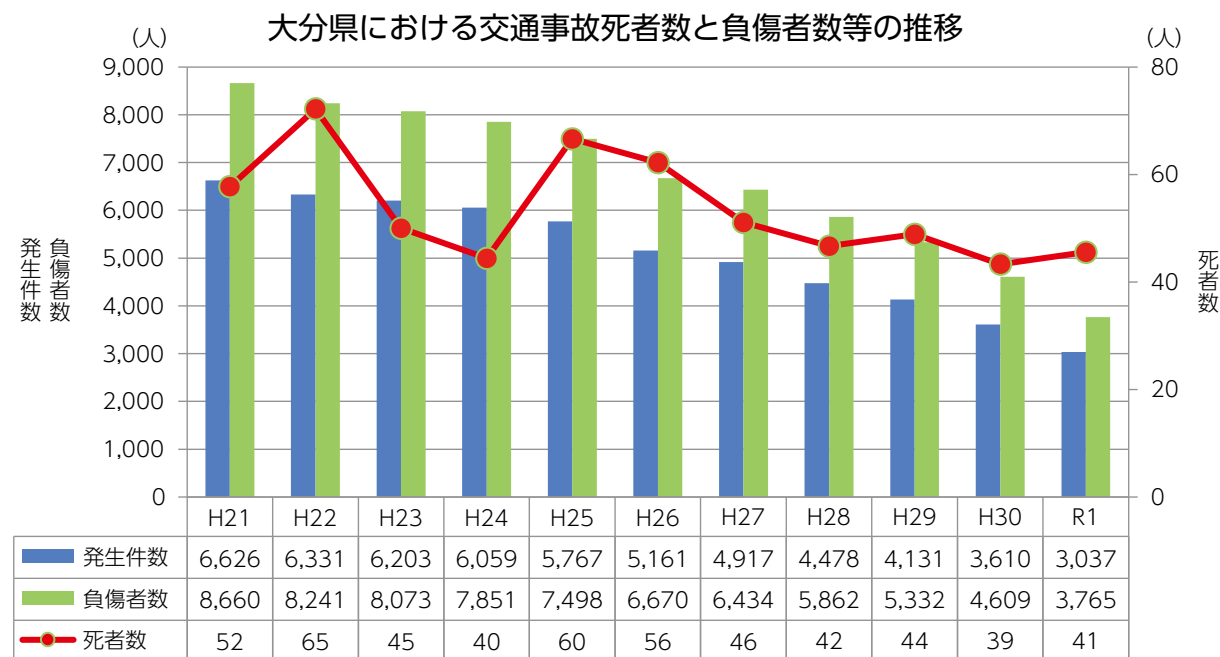
(2) 人に優しい安全で安心な交通社会の実現

現状と課題

- 交通事故件数や負傷者数は減少傾向にあるものの、高齢化の進行に伴い、高齢者が当事者となる死亡事故が高い割合を占めています。
- 道路横断中の死亡事故が多発していることから、横断歩道における歩行者保護をはじめとした交通ルールの遵守と交通マナーの向上が求められています。
- いわゆるあおり運転による交通事故等が全国的に問題になっているとともに、依然として飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が発生しています。
- 高速道路網の整備等により、観光客や物流等交通量の増加が見込まれることから、交通渋滞や高速道路での重大事故の防止が求められています。

これからの基本方向

- 高齢の運転者・歩行者両面からの交通事故防止対策をはじめ、県民一人ひとりの交通安全意識を高揚させるための方策を推進します。
- 交通事故原因の分析高度化により、事故の発生実態を詳細に分析し、交通事故多発場所・路線・時間帯等における交通事故抑止に資する交通指導取締りを一層推進します。
- 高速道路も含めた交通の安全と円滑を図るため、道路管理者等の関係機関・団体と連携を強化し、交通安全施設などを計画的に整備します。



主な取り組み

① 交通安全意識の高揚

- 行政と関係機関・団体とが連携した総合的な高齢者の交通事故防止対策の推進
- 交通安全意識高揚に向けた県民総参加の交通安全活動の推進
- 参加・体験型の段階的・体系的な交通安全教育の推進
- 家庭、学校、事業所、地域などにおける啓発活動の充実
- 交通安全情報など県民に対する分かりやすい情報発信

見直し委員から一言
横断歩道での歩行者優先など、交通安全教育の充実が必要です。



県民等の協働による交通安全活動



高齢歩行者に対する参加・体験型講習

② 交通秩序の確立

- 交通事故の実態を踏まえた交通指導取締りと情報発信
- 飲酒運転やいわゆるあおり運転など悪質・危険な運転行為の根絶に向けた取り組みの強化
- 良好な自転車交通秩序を実現するための施策推進

③ 交通環境の整備

- 高齢歩行者や障がい者等誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン^{※)}の考え方を踏まえた信号機等交通安全施設や歩道の整備推進
- 生活道路、通学路及び事故危険箇所等を対象とした交通安全施設等の重点的な整備推進
- 交通管制システム^{※)}や信号機の高度化による安全で円滑な交通環境の整備推進
- 道路管理者と連携した各種安全対策の推進

④ 交通事故被害者等支援の充実

- 交通事故被害者等に対する交通事故相談及び交通遺児等に対する支援の充実

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
交通事故死者数(人以下)	26	56	41	39	35
交通事故負傷者数(人以下)	26	6,670	6,100	4,609	4,100

(3) 消費者の安心の確保と動物愛護の推進

現状と課題

- 商品やサービスの多様化により、高齢者や若者だけでなく、あらゆる世代を狙った巧妙な手口の悪質商法やインターネットを介した契約トラブル等に関する苦情相談は複雑多様化、深刻化しており、相談体制の充実が求められています。
- 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的・合理的に行動することができるよう学校、地域、家庭、職域など様々な場における消費者教育[※]の推進が求められています。特に、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の未然防止を図るため、学校における消費者教育の充実・強化が必要です。
- 様々な消費者のニーズに対応する商品やサービスの安全・安心を確保するため、事業者に対する監視指導の強化を図ることが必要です。
- 入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設[※]の営業形態は多様化するとともに、レジオネラ症[※]患者が年々増加するなど、生活衛生に関する新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- 動物愛護管理を推進する拠点施設として新たにおおいた動物愛護センターが設置され、人と動物が共生する社会の実現がこれまで以上に期待されています。

これからの基本方向

- 消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、被害情報の早期把握や消費者の特性に配慮した情報提供を行うとともに、地域において消費者団体や福祉関係団体などが連携し、高齢者が消費者被害に遭わないよう見守る体制づくりを推進します。
- ライフステージに応じた消費生活に関する教育を関係機関と連携して体系的に推進します。特に若年者の被害防止のため、学校における消費者教育を充実します。
- 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するとともに消費者の利益を守るため、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスの提供の確保を推進します。
- 市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- 県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう、衛生水準の向上に努めます。
- おおいた動物愛護センターを中核に、飼い主の飼育マナーの徹底や犬・猫の譲渡、不妊去勢などの取り組みを推進し、放棄される犬・猫の殺処分を減らすとともに、「犬・猫など身近にいる動物と人が共生する社会の実現」を目指します。

主な取り組み

① 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- 高齢消費者の被害防止に向けた地域の見守りの促進
- ライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進
- 相談員の養成・資質向上研修などによる相談体制の強化
- 取引行為等の適正化に向けた事業者指導等の強化

② 市町村や消費者団体等との連携・協働

- 相談員資質向上研修など市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援
- 市町村の消費者啓発に携わる人材の育成支援
- 消費者団体などの自主的活動への支援

③ 生活衛生関係施設の衛生水準の向上

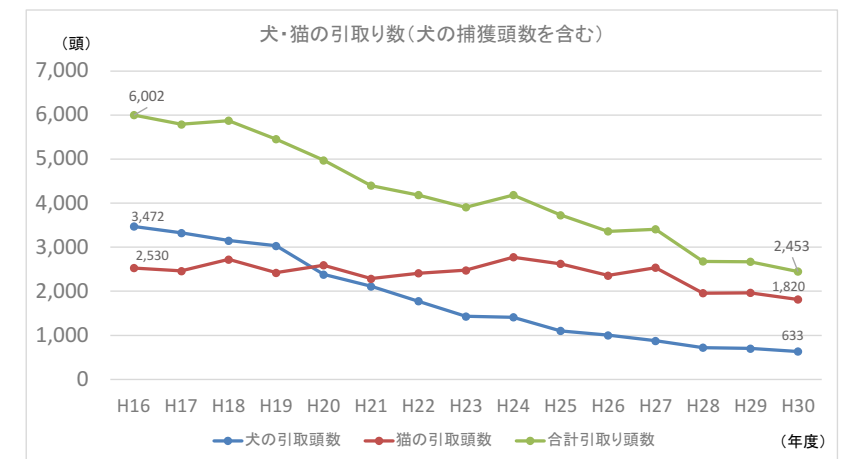
- 衛生講習会や試験検査による感染症対策の強化と迅速・的確な監視指導の実施
- 生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の充実

④ 人と動物が共生できる社会の推進

- ボランティアや協力団体と連携した犬・猫の譲渡の推進
- 動物（ペット）の所有者明示やしつけ、適正飼育の推進
- 大規模災害時の被災動物対策の推進
- おおいた動物愛護センターのドッグラン・多目的広場を活用した情報発信の推進
- 小学生や未就学児童を対象とした動物愛護教育、動物由来感染症[※]などの知識の普及啓発の推進
- 譲渡する犬・猫の不妊去勢手術や負傷時の治療の推進
- 飼い主のいない猫の繁殖抑制対策の推進



犬・猫の譲渡会(動物愛護センター)



目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
消費生活相談あっせん解決率(県・市町村)(%)	26	93.6	94.8	89.0	96.4
犬・猫の引取り数(犬の捕獲頭数を含む)(頭以下)	30	2,453	-	2,453	1,500

(4) 食の安全・安心の確保

現状と課題

- 食材偽装、食品への異物混入等の食品に関わる問題が依然として発生しており、食品に対する不安や不信感を払拭し、安心と信頼の確保が重要になっています。
- 食中毒、食物アレルギー等による健康被害が発生しています。健康被害を最小限に抑えるには、生産から消費に至るまでのフードチェーン[※]の各段階での対策が必要です。
- 食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全をさらに確保するため平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和3年6月までにすべての食品取扱事業者へ HACCP[※]に沿った衛生管理の導入が義務づけられました。



HACCPワークショップ型セミナー



食品衛生の監視・指導

これからの基本方向

- 県民が安心して食生活を送るために、生産から消費に至る各段階で、関係機関が連携し、食の安全・安心の確保の取り組みを推進します。
- 食品取扱事業者に対して監視を強化するとともに、HACCPに沿った衛生管理の確実な実施を求め、健康被害の未然防止を行うとともに、被害を最小とするために、危機管理体制の整備を推進します。
- 農林水産物の生産工程の見える化を通じて、安全・安心な供給体制を整備します。

主な取り組み

① 食の安全・安心の確保対策の推進

- 「大分県食の安全・安心推進条例」に基づく食品安全行動計画の実施
- 食に関する適切な情報提供及びリスクコミュニケーション[※]による正しい知識の普及
- 食品表示の適正化の推進と偽装表示対策チーム等による監視指導の強化
- 飲食店でのピクトグラム[※]による食材情報提供等の食物アレルギー対策の推進

② 食品取扱事業者などに対する衛生管理体制の推進

- HACCPに沿った衛生管理手法の導入に向けた事業者への支援や指導体制の強化
- 食肉・水産物等処理事業場等への HACCP の監視指導による衛生確保
- 食品衛生監視、指導及び啓発による食中毒防止対策の推進
- 製造所、飲食店、量販店等の事業者に対し、関係機関と連携した研修会開催等による異物混入防止対策の推進

見直し委員から一言
 高齢の経営者にとって HACCP は難しいため、高齢者にも理解しやすい研修の実施が必要です。



③ 安全・安心な農林水産物の供給体制の充実

- GAP[※]（生産工程管理）やトレーサビリティシステムの普及・拡大による安全・安心の見える化
- 有機栽培[※]や化学農薬の使用量を減らす IPM[※]（総合的病害虫・雑草管理）などの推進



オーガニックフェスタを通じた有機栽培への理解醸成



天敵を用いた害虫対策

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
食中毒発生件数(件以下)	26	11	11	9	6
食品営業許可施設のHACCP導入率(%)	30	0.2	-	0.2	100

(5) 健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進

現状と課題

- 「食」は心身の健康にとって、極めて大切な要素です。とりわけ、将来の本県の発展を支える子どもたちが、豊かな人間性を育み、健全でたくましく育つためには何よりも重要です。
- 本県は豊かな自然に恵まれており、風土や歴史に根付いた多様な「食」の文化が育まれています。
- 一方で、栄養の偏りや食習慣の乱れなどによる生活習慣病の増加が社会問題となっています。また、ライフスタイルの変化により孤食や個食[※]が増え、基本的な食事マナーの低下や、食に関する感謝の気持ち、食を大切に作る心の希薄化など、食を取り巻く多くの課題が発生しています。
- 地域の伝統ある食文化を伝える機会が減少し、食文化の衰退が懸念されることから、家庭や地域において郷土料理や伝統料理の継承の機会を増やす必要があります。
- 都市化やライフスタイルの変化により、農林水産物の生産現場に対する消費者の関心が薄れてきています。
- いつでも食べ物が手に入る飽食の時代の中、食べ残しや食品廃棄物の増加が問題となっています。



伝統的な食文化の伝承



大勢で食卓を囲む「ロングテーブル」(食育推進全国大会)

これからの基本方向

- 県民が健康で豊かな生活を実現するために、一人ひとりが「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を身につけられるよう取り組みます。
- 地域コミュニティを活用した食育[※]の場を提供することにより、地域の特性を生かした食生活や伝統的な食文化の伝承と発展に取り組みます。
- 生産者と消費者の交流を促進し、県内で生産された農林水産物への信頼確保と地産地消の推進に取り組みます。
- 農林水産物の体験活動を通じて、自然の恩恵と「食」に関わる人々への感謝の念を醸成します。
- 食育推進全国大会[※]で培ったネットワークを活用し、県民に対して食育をさらに推進していく必要があります。

主な取り組み

① 健全な食生活を実現できる県民の育成

- 家庭・学校・地域で連携し、自分で作る「おいしい食(ごはん)の日[※]」を県民運動として推進
- 大学や企業、団体など多様な主体と連携し、子どもの頃から健全な食生活を実現するための取り組みを推進
- 地域の食材を生かしたヘルシーメニューや和食の普及促進
- 食育推進会議、地域食育推進連絡協議会、地域・学校・企業等との連携を深め、地域の実情に応じた食育活動を展開
- 教育や福祉分野の関係者と協力する子ども食堂[※]など、地域コミュニティを活用した「共食[※]」を推進



小学校での食育授業



地域コミュニティを活用した共食

② 魅力あふれる「地域の食」づくり

- 世代間の交流やツーリズム活動を通じ郷土料理など地域の食文化の伝承と情報発信
- 学校給食での地域食材の利用などを通じた地域の農林水産物への理解促進
- 生産者、流通・販売業者と協力し、地産地消を推進

見直し委員から一言
地域の産品を県民が使い、観光産業でも使用していくことが食の安全にもつながります。



③ 食をはぐくむ環境との共生

- 農林水産物の学習や体験を通じて、「いのち」をいただいていることへの理解促進と感謝の気持ちの醸成
- 未利用食材の活用や食べ残しの削減など、食品ロス[※]削減に向けた食育の推進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度 目標値
			目標値	実績値	
朝食を毎日食べる児童生徒の割合(小5)(%)	26	90.0	92.0	89.4	95.0

(1) 人権を尊重する社会づくりの推進

現状と課題

- 部落差別問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題など様々な人権問題がある中、平成 28 年に差別の解消を目的とした「障害者差別解消法^{※1}」「ヘイトスピーチ^{※2} 解消法」「部落差別解消推進法^{※3}」が施行されました。
- 人権に関する県民意識調査（平成 30 年実施）では、人権に関心がある人は 47.0%、人権問題講演会等の参加経験は 49.9%であり、人権尊重社会の確立に向けて体系的・効果的な人権教育・啓発を推進することが求められています。
- さらに、インターネット上の人権侵害やセクシュアル・マイノリティ^{※4}（性的少数者）などの人権問題への対応も必要となっています。部落差別問題をはじめとしたあらゆる人権課題の解決に向けては、当事者の現状や思いを正しく理解する教育・啓発を進めるとともに粘り強い取り組みが必要です。
- 児童虐待事件が後を絶たない中、「しつけ」による体罰を禁止した「改正児童虐待防止法」が令和元年に成立しました。子どもの人権を保護し擁護するための取り組みが求められています。
- 配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント^{※5} など、特に女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力の根絶と男女の人権尊重に向けた早急な取り組みが必要です。
- 学校教育において計画的に人権学習の推進が行われていますが、知識の習得にとどまっているとの指摘があり、実践的行動力の育成が課題です。

これからの基本方向

- 人権尊重社会の実現を基本理念として、人権尊重意識を醸成する人権教育・啓発や人権問題に関する相談・支援・権利擁護の推進など様々な人権施策を総合的に進めます。
- 部落差別問題を人権問題の重要な柱として取り組みます。
- 女性への暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談、保護、自立支援などの被害者支援体制を充実し、男女共同参画実現のための男女平等と人権の尊重を守る環境づくりを進めます。
- 人権が尊重される社会づくりを担える力を持った県民を育成するため、学校教育と社会教育の双方において日常的な人権教育、市町村・教育関係団体と協働した効果的な人権教育を推進します。

主な取り組み

1 人権行政の推進

- 部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者など様々な分野における人権課題の差別解消に向けた教育・啓発の推進及び相談支援の充実
- マスメディア、ICT^{※6} など様々な手法を活用した啓発の促進
- 市町村と連携した企業・団体内研修の促進
- 教材・プログラムの開発・整備
- 人権尊重意識の確立に向けた県職員研修の充実と市町村職員研修の支援促進
- 関係機関と連携した人権問題の相談支援体制の強化
- 人権尊重社会づくりに取り組むNPO^{※7}の活動支援促進
- 先進的、特徴的に人権尊重社会に取り組む県内の個人・団体への顕彰



人権啓発フェスティバル

2 様々な人権問題への対応

- 特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発促進
- セクシュアル・マイノリティの理解促進のための啓発
- 接続事業者に対する措置要請などインターネット上の人権侵害への積極的な対応

3 部落差別解消の推進

- 「部落差別解消推進法」を踏まえ、諸問題解決に向けた施策の実施
- 市町村の隣保館^{※8}活動への支援

4 男女共同参画実現のための男女の平等と人権の尊重

- 女性に対する暴力を予防し、根絶するための広報・啓発活動の推進
- 配偶者などからの暴力に対する相談・保護・自立支援体制の充実
- おおいた性暴力救援センター「すみれ」による性暴力・性犯罪被害者支援の推進



令和元年度人権ポスター最優秀作品 (小学生以下の部)

5 人権教育の推進

- 人権教育を推進する指導者やファシリテーター^{※9}などの人材養成・活用
- 学校教育における人権教育の推進体制及び指導方法などの充実
- 社会教育における人権教育の推進体制整備及び学習活動への支援

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
人権問題専門研修受講者数(人・累計)	26	456	1,056	1,428	2,000
体験的参加型人権学習 ^{※10} を受講した児童生徒の割合(%)	26	91.0	98.0	93.3	100

(1) 人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現

現状と課題

- ・ 少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下しています。そうした中、一人暮らし高齢者や子育て家庭、ひきこもり^{※)}等、支援を要する方が増加するとともに、いわゆるダブルケア^{※)}や8050問題^{※)}などの複合的な課題も生じています。
- ・ 地域の課題解決に向けては、制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を越えて、住民や多様な主体が参画し、だれもがともに支え合う地域共生社会^{※)}の実現が求められています。
- ・ そのため、様々な課題に包括的に対応できる相談支援体制の整備や、地域の福祉ニーズに対応する人材の確保・育成が必要です。
- ・ 年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で個人として尊重され、安心して生活できるよう、県民や事業者のユニバーサルデザイン^{※)}への理解・実践を推進するとともに、県民同士の支え合い活動の充実や公的サービスのさらなる整備が求められています。



住民参加型福祉サービスの発足式



関係機関が協働する「津久見市まるごと会議」

これからの基本方向

- ・ 市町村や社会福祉協議会との協働により、県民や福祉関係団体、民間企業等の福祉活動の推進や地域での連携を図ります。
- ・ 身近な圏域で住民が主体的に課題解決を試みる仕組みや包括的に相談を受け止める体制づくり、市町村単位での分野を超えた複数の関係機関が協働する包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。
- ・ 地域福祉を推進するための核となる人材を確保・育成します。
- ・ 県民の共生意識を醸成しユニバーサルデザインを推進するとともに、生活困窮者や判断能力が不十分な方への支援を充実します。
- ・ 高齢者支援、子育て支援などのサービスを個別に充実させるだけでなく、地域の実情に応じて対象を多世代に拡大し交流を活性化させるとともに、住民相互の支え合い活動を推進します。

主な取り組み

① 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

- ・ 福祉関係団体や民間企業等による見守りや相談支援など地域福祉活動の推進
- ・ 社会福祉協議会の相談支援やコーディネート機能の強化
- ・ 身近な圏域で住民の相談を包括的に受け止める体制づくりの促進
- ・ 複合的な課題等について、市町村圏域で関係機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制づくりの促進
- ・ ひきこもり地域支援センターの相談・支援機能のさらなる充実及び市町村や関係機関等の連携による支援や地域の支援ネットワークの強化

② 地域共生社会を支える人づくり

- ・ 地域福祉の要となる民生委員・児童委員の活動を円滑に進めるためのマニュアルの配布や研修の充実
- ・ 社会福祉事業に従事する職員を確保するため、就職の斡旋や職場体験等を行うとともに、資質向上のための研修等を実施
- ・ 地域住民の支え合い活動等の促進や相談支援機関相互の連携を図る人材の育成
- ・ 福祉ボランティア活動を希望する人が円滑に参画できるための研修等の実施
- ・ ひきこもり等を誤解や偏見なく理解し、相談窓口に誘導できる人材の育成

見直し委員から一言
地域共生社会の実現には、それを支える人材の育成が重要です。



③ 多様な地域資源^{※)}による福祉基盤づくり

- ・ 建築物や公共施設などのハード面と、思いやりの心を醸成するソフト面の両面におけるユニバーサルデザインの推進
- ・ 地域子育て支援拠点^{※)}や子ども食堂^{※)}、高齢者サロン^{※)}などにおける多世代交流活動の推進
- ・ 生活のちょっとした困りごとを住民相互で支え合う住民参加型福祉サービス^{※)}等の推進
- ・ 様々な理由で社会とのつながりに困難を抱える当事者・家族が利用できる「居場所」の充実
- ・ 生活に困窮する人が自立できるよう、就労支援や生活習慣の改善など関係機関等の連携による包括的な支援体制の充実
- ・ 認知症高齢者等判断能力が不十分な方に対する市民後見人の養成などによる権利擁護の推進



子どもから高齢者まで多世代にわたる交流



寄り合い温泉(出会の湯)での活動

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体数(組織)	30	291	-	291	452

(2) 未来を担う NPO (NPO 法人・ボランティア団体・地域コミュニティ団体等) の育成と協働の推進

現状と課題

- 人口減少社会の進行や県民ニーズ、価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下などにより、地域の課題が多岐にわたっていることから、課題解決に向けて自発的な取り組みを行っている NPO^{※)}・ボランティアの活躍が期待されます。
- 県内各地域において、NPO、社会福祉協議会、企業、行政などが協働・連携し、地域課題解決に向けて取り組んでおり、今後も多様な主体が地域社会の課題を共有し、それぞれの強みや特性を生かして協働することが重要です。
- 本県の NPO 法人数は 479 法人 (平成 31 年 3 月末現在) ですが、事業規模が 100 万円未満の法人が約 3 割を占めており、資金不足や人材不足などにより、安定した活動が困難となっている法人も多くあります。そのため、NPO やボランティアの自立的活動基盤の強化を図る必要があります。
- 災害ボランティアセンター^{※)} は、社会福祉協議会が中心となり、市町村や商工団体、自治会、NPO 等の支援を受けて設置・運営されますが、迅速かつきめ細かな支援活動を行うためには、平時からの地域における各種団体との連携・協力が重要です。



おおいた共創基金との連携によるNPOの活動支援(中学生のキャリア教育)



NPOと企業等との交流を促進する「おおいたNPO・県民フォーラム」

これからの基本方向

- NPO 活動や協働事例などの情報提供を充実することにより、県民の理解を深め、参加と協力を促進します。
- NPO、企業、行政などをつなぎ、お互いの連携が図れるような環境づくりに取り組みます。
- NPO 活動を活性化し、持続発展させるため、人材の育成や活動資金の確保、事業実施能力向上のための支援を充実します。
- 休眠預金を活用した新しい制度などの資金調達や運営に関する必要な情報を提供し、NPO が持続的に活動できる環境を整備します。
- 各市町村の災害ボランティアネットワーク協議会^{※)} を活用し、南海トラフ巨大地震など、災害時における被災者支援に取り組む NPO・ボランティアの活動を促進します。

主な取り組み

① NPO・ボランティアの育成・活動支援

- おおいたボランティア・NPO センターによる研修・講座の充実、NPO の活動支援 (中間支援) を担える人材の育成や広報の強化
- NPO への専門家の派遣や協働コーディネーター^{※)} 等によるきめ細かな支援
- 認定・特例認定、指定 NPO 法人制度の普及啓発
- おおいた共創基金や企業等との連携によるふるさと創生を促す活動等への支援
- NPO の多様な収入源の情報や休眠預金を活用した新しい制度など団体の活動に応じた資金調達の方法について必要な情報を提供・支援

見直し委員から一言
NPO と行政をつなぐ協働コーディネーターのような中間支援を担う人材の育成が必要です。



② 協働に向けた支え合いの仕組みづくり

- 協働して解決に向け取り組む地域課題を、NPO と県の双方から提示するなどにより、多様な主体との協働モデルを創出
- NPO と企業の相互理解を深めるための交流の促進
- 行政の協働推進のための組織・機能の充実・強化と研修の拡充

③ NPO 活動と協働の県民理解・参加の促進

- おおいた NPO 情報バンク「おんぼ」を活用し、NPO 活動や協働事例を公開
- 協働モデルを紹介する事例集の作成
- 多くの人が集まる機会を捉え、協働事例の発表や協働実践講座の開催
- 多様な NPO をつなぐ交流機会の設定



NPOと行政等との協働による「舞台パフォーマンス」

④ 災害ボランティアセンターを設置・運営する人材の育成

- 社会福祉協議会との連携による災害ボランティアセンターの運営リーダー・スタッフの育成及び活動支援
- 平時から顔の見える関係を構築するため、市町村ごとの災害ボランティアネットワークの拡大及び強化



平成29年九州北部豪雨における災害ボランティアの活動

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
県・市町村との協働件数(件)	26	942	1,042	1,253	1,311

(3) ネットワーク・コミュニティの構築

現状と課題

- 県内の集落の1/3が小規模集落となっており、住み慣れた地域に住み続けるために必要な、買い物や見守りなどの課題を抱える集落の増加が懸念されています。
- 地域を支える主体は地域コミュニティ組織や社会福祉協議会、住民有償サービスなど様々な形態があり、集落の約90%はカバーされていますが、単独の集落で取り組むことが難しい場合も多く、複数の集落で支え合うネットワーク・コミュニティ[※]での取り組みが重要になります。
- 所有者の管理が不十分で放置された空き家等は、今後も増加が懸念され、倒壊や火災の危険性、環境や景観に与える影響など、様々な課題を抱えています。
- 公共交通の利用者の減少が続き、過疎地域等におけるバス路線の廃止や減便、離島航路や鉄道の減便など公共交通サービスの低下が進みつつあります。
- 生活用水の確保が難しい地域や、生活排水処理ができていない地域もあります。
- 中山間地域等の集落では災害時の孤立などの課題があり、その解消が急務となっています。



移動販売サービスによる買物支援



地域の賑わいの場(コミュニティカフェ)

これからの基本方向

- 住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを叶えるため、各集落の課題を把握し、課題に応じた支援を行うとともに、小規模集落になる前の早い段階で活動に取り組めるように支援します。
- 地域の課題解決には、地域が自ら考え、計画的に取り組むことが重要なため、地域住民や市町村と連携して自立・持続型ネットワーク・コミュニティを構築します。
- 移住効果も期待できる関係人口[※]の創出に取り組みます。
- 公共交通を維持するため、バス乗務員の確保、運行便数や経路の適正化、地域の様々な団体との協働による移動手段の確保等、地域の実情に応じた取り組みを進めます。
- 中山間地域等では、地域と地域を結ぶネットワーク・コミュニティの形成を支える道づくりを推進します。

主な取り組み

① 小規模集落対策の推進

- 生活の困りごとを手助けする住民参加型福祉サービス[※]や民間事業者等との協働による地域の見守り活動の推進
- 交流サロン[※]など地域の賑わいの場や居場所づくり、移動販売などの買い物に対する支援
- 小規模集落応援隊[※]の参加団体の増加と、さらなる活用
- 地域おこし協力隊[※]や集落支援員[※]制度など新たな視点を活用した課題解決への取り組み
- 市町村で解決が難しい課題について、集落維持に関する庁内連携体制による集落に入り込んだ支援
- 空き家の適正管理や相続の問題など、ワンストップ相談体制の充実や地域活動などでの利活用の促進
- 生活用水の確保や水道事業の基盤強化に取り組む市町村の支援
- 合併処理浄化槽[※]への転換を促進するための支援
- 過疎・離島・半島・振興山村地域などの対策推進



小規模集落応援隊による海岸清掃

② 生活交通の確保・維持

- 市町村等と協働で行う地域公共交通網形成計画等の策定によるバス路線の確保・維持
- 大型二種免許取得や就労環境の改善等に対する支援などバス乗務員の確保
- 次世代モビリティサービス[※]等の先端技術を活用した新たな交通手段確保の検討
- 離島航路事業者に対する助成と観光客など島民以外の航路利用の促進

見直し委員から一言
ITを駆使して今までにないような交通のあり方を組み立てていく必要があります。

③ ネットワーク・コミュニティづくりの推進

- 市町村や社会福祉法人、NPO[※]など多様な担い手と連携し、地域を支える主体づくりを推進
- 活動拠点整備や担い手育成などの運営基盤づくりと、持続的な運営確保に向けた支援
- 近隣地域に居住する地域の出身者、地域に関わりのある地域外の人々、近隣の企業の職員やその家族、NPO等の団体など、関係人口の創出
- 地域おこし協力隊の活用の拡大やふるさとワーキングホリデー[※]の活用による大学生など若者の受け入れ
- デマンドタクシー[※]の活用による地域内や交通結節点までの移動手段の確保
- スクールバス等の活用や、地域の多様な担い手との協働による通院や買い物など地域住民の移動手段の確保
- 地域課題解決に向けたドローン[※]やIoT[※]など先端技術の活用
- 先進事例等の情報共有やコミュニティ組織間の連携の推進など、中間支援組織[※]による支援

④ ネットワーク・コミュニティの形成を支える道づくりの推進

- 地域と地域の連携・交流を支える道路整備の推進
- 集落の孤立を防ぐ道路防災対策の推進
- 路肩幅や離合所設置などきめ細かな対応による生活道路の改善

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
ネットワーク・コミュニティ構成集落数(集落・累計) [県内集落数(4,250)に対する割合]	26	-	1,200	1,498 [35.2%]	2,125 [50%]

(1) 県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進

現状と課題

- ここ30年で「時間50mmを超える激しい雨」が1.4倍に増加するなど、地球温暖化による気候変動で、異常気象といわれる極端な気象現象の発生が頻発化し、洪水や土砂崩壊による自然災害が激甚化しています。
- 県内では、平成24年、平成29年の九州北部豪雨や台風第18号において、河川の氾濫や大規模な土砂災害等により尊い人命や財産が奪われ、地域の暮らしや経済活動に多大な被害をもたらしました。
- 平成30年7月豪雨では、夜間の豪雨により避難行動が遅れ、人的被害が拡大し、台風や低気圧により発生した高潮による浸水被害が全国で発生しています。
- 頻発化・激甚化している水害や土砂災害から県民の命と暮らしを守り、本県の経済社会活動を将来にわたって持続的に発展させるためには、過去の経験から想定される対策のみならず、今後起こりうる豪雨等の気象現象にも対応できる抜本的な治水対策等の取り組みは急務です。
- 東日本大震災をはじめ、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震など数十年に一度と言われる大規模な地震が全国で多発しており、切迫する南海トラフ地震においては、国難ともいべき甚大な被害の発生が沿岸部を中心に危惧され、ソフト・ハードを含めた地震・津波への防災・減災対策を早急に進める必要があります。
- 一方、高度経済成長期に集中的に整備された橋梁やトンネル、護岸など社会インフラ及び公営住宅等の老朽化が進行し、維持管理コストの増大が見込まれています。
- 社会インフラの老朽化対策を迅速かつ着実に進め、県土の強靱化を加速させることが必要です。

これからの基本方向

- 頻発・激甚化している台風や豪雨、地震や津波など様々な自然災害に備え、抜本的な治水対策の要となるダムの整備や河川改修、砂防・治山ダム等による土砂災害対策、橋梁・建築物の耐震化や護岸堤防の補強などの事前防災型ハード対策と、迅速な避難を促す防災情報の提供の強化や市町村のハザードマップ作成の支援など、ソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を地域とも連携しながら推進します。
- 点検を着実に進めながら、長寿命化計画に基づき適切なタイミングで補修を実施するアセットマネジメント^{※)}を推進し、社会インフラの安全性の確保、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。
- 強靱な県土づくりを持続的に進めるため、「大分県地域強靱化計画^{※)}」に基づく各施策の取り組み強化と着実なフォローアップなど進捗管理を実施します。
- 県と一体となった市町村の強靱化計画策定の加速化と施策を推進します。

主な取り組み

① 治水対策の推進

- 玉来ダムの早期完成に向けた整備の推進
- 河川改修、河床掘削や支障木伐採による浸水被害の軽減
- 住民の迅速な避難を促す洪水や高潮に関する防災情報の充実
- 頻発・激甚化する豪雨に対応した抜本的な治水対策の構築



玉来ダム完成予想図

② 土砂災害対策の推進

- 砂防・治山ダムの整備や急傾斜地崩壊対策、地すべり対策の推進
- 土砂災害警戒区域^{※)}の認知度向上や土砂災害警戒情報^{※)}の精度向上など、避難行動を促進する取り組みの充実強化
- 緊急輸送道路や集落の孤立を防ぐ道路におけるのり面対策の推進
- ため池の改修や廃止、ハザードマップ作成、緊急連絡体制の整備等による防災・減災対策の推進
- 保安林の適正な管理や渓流沿い・急傾斜地の広葉樹林化などの災害に強い森林づくりの推進

③ 地震・津波対策の推進

- 大分臨海部コンビナート護岸の強化など護岸・堤防の嵩上げや補強対策の推進
- 緊急物資の輸送等を支える港湾における耐震強化岸壁の整備
- 橋梁や建築物の耐震化、無電柱化の推進
- 漁港などにおける主要な防波堤、岸壁の補強対策の推進
- 給水ネットワークの運用等による工業用水道のさらなる安定供給の促進
- 巨大地震発生直後の迅速な交通解放に向けた道路啓開体制の構築
- 農地保全に向けた西国東地区干拓堤防等の耐震化の推進



ドローンによる橋梁点検

④ 社会インフラの老朽化対策 (アセットマネジメントの推進)

- 点検診断の着実な推進
- 長寿命化計画に基づく戦略的な補修等の推進
- 台帳等による適切な管理の徹底
- ICT^{※)}等新技術・新工法の積極的な活用
- 大分県公営住宅マスタープラン2020^{※)}に基づく戦略的なマネジメントの推進

見直し委員から一言
インフラの老朽化や人口減少などの将来のリスクを全体で共有し、県土の強靱化を進めることが必要です。



目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
近年の豪雨実績を反映させた治水対策着手箇所数(箇所)	30	5	-	5	22
土砂災害警戒区域指定率(%)	26	21.3	57.8	67.6	100 (R2)
緊急輸送道路上の橋梁耐震化率(%) (平成8年より古い基準により設計されたもの)	30	0	-	0	40
市町村の国土強靱化地域計画の策定数(件)	30	1	-	1	18 (R2)

(2) 大規模災害等への即応力の強化

現状と課題

- 数十年に一度と言われる豪雨や地震等の激甚な自然災害の発生に留意するとともに、今後 30 年以内に 70%～80% の高い確率で発生することが予測されている南海トラフ地震(被害想定: 最大死者数約 2 万人) 対策が喫緊の課題です。
- 人命救助に重要な発災から 72 時間までに即応できるよう、消防や警察、自衛隊、医療機関などの関係機関と連携した救助・救援体制のさらなる充実・強化が必要です。
- 併せて、支援物資の調達及び輸送活動などの広域的な応援を、迅速かつ効率的に受け入れる体制の強化も必要です。
- 被災して避難した住民や、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」に基づき事前避難した住民の避難所生活でのプライバシーの確保が求められるとともに、健康や心のケアなどの支援も大切です。
- 平成 26 年御嶽山や平成 27 年口永良部島など火山噴火により多くの死者や避難者が発生しています。県内にも鶴見岳・伽藍岳及び九重山の 2 つの常時観測火山があり対策が求められます。
- 東日本大震災を踏まえ、大分臨海部コンビナート地区の被災への対応や近隣の原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響への対応など、地震・津波との複合災害への備えも必要です。

これからの基本方向

- 「県地域防災計画」をはじめ、個別の計画や指針などに基づき、その対策を着実に実施します。また、自助、共助、公助により南海トラフ地震の最大死者数約 2 万人を約 6 百人に軽減することを当面の目標とし、最終的には死者数を限りなく「ゼロ」にすることを目指します。
- 「県地震・津波防災アクションプラン」に基づき、各施策の進捗管理を実施します。
- 国内各地で毎年のように発生している豪雨や地震による災害対応の検証結果を計画等に盛り込み、常に最新の知見を災害応急対策や被災者支援に生かせるよう努めます。
- 住民や観光客が自ら積極的な避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく発信するとともに、地域の災害リスクの周知を図ります。
- 「県広域受援計画」等に基づき、受援体制^{※)}を強化するために必要な整備を行うとともに、九州地方知事会による「九州・山口 9 県災害時受援協定」に基づく広域連携の強化を図ります。
- 「鶴見岳・伽藍岳及び九重山の火山避難計画」に基づき、住民や観光客を守る取り組みを強化します。
- 大分臨海部コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止などを図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、背後地住民も含めた防災対策を推進します。
- 近隣の原子力発電所の過酷事故による原子力災害に対して、地域防災計画(事故等災害対策編)に基づき、原子力災害対策重点区域^{※)}に準じた防災対策を立地県や関係機関と連携して推進します。

主な取り組み

1 災害応急対策の強化や被災者対応の充実

- 消防本部や自衛隊、警察など関係機関と連携した実践的な防災訓練の実施
- 情報連絡員や災害時緊急支援隊の派遣など市町村災害対策本部等との連携を強化
- 災害時における孤立集落への救助救援や通信手段の確保など支援の強化
- 災害派遣医療チーム(DMAT)^{※)} 出動体制の充実や災害拠点病院の機能強化など災害医療体制の充実
- 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)^{※)} の整備など公衆衛生活動支援体制の充実
- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)^{※)} や災害派遣福祉チーム(DCAT)^{※)} の派遣体制の整備及び小児周産期リエゾン体制の整備による被災者支援体制の充実
- プライバシーの確保や多様な視点に配慮したストレスの少ない避難所の整備推進
- 被災者に寄り添った支援の充実
- 被災者台帳システムの利用による迅速な罹災証明書の発行等、被災者の早期の生活再建に向けた取り組みの推進
- 大学等の研究機関や企業等と連携し、ドローン^{※)} や AI^{※)}・IoT^{※)} などを活用した災害情報分析の高度化の推進
- 道路啓開等を担う建設業の人材確保などの推進
- 災害廃棄物処理に関する連携・協力体制の充実



防災ヘリコプター「とよかぜ」による救助活動

2 災害情報の発信・共有

- 県民安全・安心メール^{※)} 及び 15 言語に対応した災害情報の発信、避難所の所在やハザードマップの確認ができる「おおいた防災」アプリの普及の推進
- 防災モニター^{※)} 制度による地域の身近な災害情報の共有と避難行動促進の支援
- 外国人や観光客などへの災害情報の発信強化

見直し委員から一言
災害の種類ごとに避難先を知ることが大切です。



3 受援体制の強化

- 防災関連システム等の高度化による関係機関との情報の共有
- 県広域防災拠点^{※)}(大分スポーツ公園) の設備・資機材の整備と応援部隊、救援物資などの受援体制の充実
- 緊急消防援助隊^{※)} 等の受入体制の充実と関係機関とのヘリコプター運用調整の強化
- 九州・山口各県と連携した県域を越えた受援・応援体制の充実

4 火山防災の推進

- 鶴見岳・伽藍岳の居住地域に係る避難計画の策定
- 火山避難計画に基づく避難訓練の実施
- 登山者等への火山防災の情報提供の充実

5 コンビナート・原子力防災体制の整備

- 石油コンビナートの被災現場における迅速な情報収集・伝達や事業所・関係機関との連絡調整などの実践的な訓練の実施
- 原子力発電所の立地県と協働した原子力防災訓練を実施し、TV 会議システム等を活用した情報収集・伝達体制の充実や、放射線防護措置^{※)} の実施体制の強化
- 原子力発電所での事故に備え、研修や訓練を通じ、国や立地県、市町村など関係機関との連携を強化



おおいた防災アプリ

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
県民安全・安心メール及び防災アプリの登録数(件)	30	27,043	—	27,043	70,000

(3) 災害に強い人づくり、地域づくりの推進

現状と課題

- 人口減少や高齢化の進行、外国人の増加などにより地域を取り巻く環境は大きく変化し、防災対策を今後も維持・向上していくためには、県民の理解のもと、自助・共助による住民主体の防災対策を一層進める必要があります。
- 平成 29 年九州北部豪雨では、地域の防災リーダーが近隣の住民に早めの避難を呼びかけたことにより全員無事に避難できた地区もありました。
- 防災の基本的な知見を有した地域の防災リーダーなどを担うことを期待して防災士の養成に取り組んできた結果、県内の防災士数は 1 万人を超えました。一方で、自主防災組織[※] や福祉などの専門職等との連携が希薄なため十分な活躍ができていない地域もあります。
- 消火、救急、救助業務などに対する住民ニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防力の充実強化が求められていますが、社会情勢の変化などにより消防団[※] 員が減少するとともに平均年齢が上昇するなど、地域の消防力の低下が危惧されています。

これからの基本方向

- 災害時に住民が主体となって適切な避難行動がとれるよう、防災気象情報や避難情報への理解、ハザードマップを活用した避難訓練による避難経路の確認、さらに、災害発生時における避難所の適切な運営などについて、防災士や防災ボランティア等との連携を図りながら訓練を実施するなど、地域防災力の強化に取り組めます。
- 市町村や事業所などと連携し、地域防災力の中核として「地域密着性・要員動員力・即時対応力」を有する消防団の充実強化を図ります。
- 大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた常備消防[※] の広域的な消防相互支援体制の充実強化を図ります。
- 様々な機会を通じてあらゆる世代等の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上を図ります。

主な取り組み

①地域防災力の強化

- 自主防災組織による地域の特性を考慮した避難訓練等の実施を促進
- 住民主体による避難所運営訓練の推進
- 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者[※] の個別計画の作成促進と、自主防災組織等と連携した支援体制づくりの推進
- 防災士の育成やスキルアップの支援及び地域防災のリーダーとなる防災士と自主防災組織や専門職等との連携強化
- 地域におけるハザードマップや避難につながる情報等に対する理解促進
- 災害ボランティアセンター[※] を設置・運営する人材の育成

見直し委員から一言
地域の実情に合った避難訓練を実施しているか、検証することが大切です。



自主防災組織による負傷者搬送訓練

②消防力の充実強化

- 地域の消防アドバイザーや事業所等と連携した若者や女性などの消防団への加入促進、消防団員の処遇改善・装備充実、機能別団員[※] の導入等による消防団の充実強化
- 情報伝達訓練・実動訓練の実施や、指令業務共同運用の検討を促進するなど、常備消防の連携・協力体制の充実強化

③防災教育の充実

- 地域、学校及び事業所単位など、あらゆる機会を通じた防災研修の実施
- 地震体験車や VR[※] 技術を利用した疑似体験ツールの活用や防災アクションデーの実施による防災意識の醸成
- 家庭や事業所等における備蓄の促進や家具の転倒防止など身近な防災対策の推進
- 商工団体や民間の損害保険会社と連携した中小企業の事業継続計画 (BCP[※]) の策定支援



VR動画を活用した疑似体験

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
自主防災組織避難訓練等実施率 (%)	26	44.3	90	79.3	90
// (津波浸水想定区域) (%)	26	75.5	100	91.4	100
防災士資格取得者数 (人)	30	10,432	-	10,432	16,000

(4) 感染症・伝染病対策の確立

現状と課題

- 国内では、結核や腸管出血性大腸菌感染症が依然として多く発生し、また、HIV感染者・エイズ患者の発生も続いています。一方、海外ではマラリアなどの再興感染症[※]が猛威を振るい、エボラ出血熱[※]やMERS[※]（中東呼吸器症候群）などの新興感染症[※]の流行及び鳥インフルエンザの人への感染が続くほか、令和2年1月には新型コロナウイルス感染症[※]が国内でも発生しています。また、引き続き新型インフルエンザ[※]の発生も危惧されています。
- 訪日外国人旅行者が増加していることから、麻しんや風しんなど海外から持ち込まれる感染症も含め、発生予防やまん延防止を徹底することが求められています。
- 薬剤耐性菌[※]の増加が世界的に問題となっており、医療機関などにおいて適切な感染予防・管理の実践が必要です。
- 高病原性鳥インフルエンザ[※]や口蹄疫、豚熱[※]などの家畜伝染病[※]は国内や近隣アジア諸国で断続的に発生しており、本県への侵入リスクは高い状況が続いています。
- 家畜伝染病発生により、生産者は健康不安や経済的損失に伴う精神的なストレスを感じるとともに、深夜・早朝に及び家畜の殺処分や畜舎などの消毒は、過酷な作業となります。
- 家庭や学校、ペットショップ、動物園で飼育されている動物の感染防止対策が求められているほか、家畜伝染病発生時には風評被害対策が重要です。

これからの基本方向

- 感染症の発生予防やまん延防止のため、発生動向の収集・分析と県民や医療機関へのより速やかで効果的な情報提供、予防接種の徹底推進、医療体制の強化に努めます。
- 家畜伝染病の発生予防の徹底に努めるとともに、発生時のまん延防止対策を強化します。
- 家畜伝染病の防疫対応においては、関係者の感染防止対策と精神的ケアも含めた健康管理対策を徹底します。
- 感染予防や感染拡大防止のために、家庭や学校、ペットショップ、動物園で飼育されている動物の衛生管理の向上や異常発見時の早期通報体制の整備に取り組みます。

主な取り組み

① 感染症対策（健康危機管理）の推進

- 結核や腸管出血性大腸菌感染症、エイズなどの感染拡大防止対策等の強化
- エボラ出血熱やMERS、新型コロナウイルス感染症など新興感染症に対する対策の強化
- 新型インフルエンザの患者発生を想定し、検疫所等の関係機関と連携した訓練の実施や、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等のまん延防止対策の充実
- 風しんの抗体検査の実施及びワクチン接種による風しんの排除に向けた取り組みの強化
- 薬剤耐性（AMR）対策の推進と院内感染対策の徹底
- 感染症指定医療機関[※]などの体制整備の推進
- 市町村と連携した予防接種の促進

② 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱など家畜伝染病に対する防疫体制の強化

- 畜産農家への飼養衛生管理基準[※]の遵守徹底
- 家畜防疫演習の実施や異常発見時の早期通報の徹底などによる初動防疫対応の強化
- 家畜伝染病発生時における精神的ケアも含めた関係者の健康管理対策の強化



家畜防疫演習による初動防疫対応の強化

③ 生活環境対策

- 家庭や学校、ペットショップ、動物園への動物の感染症対策の普及啓発と異常発見時の通報体制の確立
- と畜場、食鳥処理場での感染動物早期発見のための検査等の強化
- 家畜伝染病発生時における広報・啓発など風評被害対策の推進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
麻しん風しんワクチン第2期(小学校就学前1年間の子ども)定期接種率(%)	29	94.1	—	94.1 (H29)	95.0 (R5)
豚舎への野生動物の侵入防護柵設置率(%)	30	7.4	—	7.4	100

(1) 移住・定住のための環境整備とUIJターンの促進

現状と課題

- 少子高齢化、人口減少の進行により地域活力が減退する中、都市圏住民を中心に上昇する移住志向はシニアから若者への広がりを見せており、地域で活躍する人材の確保に向け、本県への移住の流れをさらに加速させる必要があります。
- 移住者が地域で生活するために必要な仕事の確保、空き家バンクを活用した住居の確保、学校、医療、買物等の暮らしやすさなどの情報提供に加え、子育て支援や様々な助成制度の拡充などの環境整備を県と市町村が連携して実施してきました。その結果、移住者数は、平成 26 年度の 292 人から平成 30 年度には 1,128 人と約 3.8 倍の増となりました。
- 本県の平成 30 年の転出超過は 2,693 人で、特に若年層の転出が著しく 20～24 歳の層では、1,887 人となっており全体の約 7 割を占めています。これは主に、県内大学卒業者の 7 割弱が県外で就職するとともに、県外大学に進学した県出身者の大半がそのまま県外で就職していることが原因と考えられ、その対策を図ることが必要です。
- 国も東京への一極集中の是正を図り、地方への UIJ ターン[※]による起業・就業支援のための施策を実施しており、移住者のニーズを踏まえ、具体的なターゲットを設定した取り組みを実施していくことが必要です。

これからの基本方向

- 子育て世代や若い女性の移住促進を図るため、大分の子育て環境など QOL[※]の高さについて情報発信を強化するとともに、市町村と連携した取り組みを推進します。
- 地域にある資源を活用し、地域に人を呼び仕事をつくることで活力を生み出す好循環を創出する取り組みを推進します。
- 地域や人とのつながりづくりを通じた、関係人口[※]の創出を推進します。
- 県内就職の取り組みを大学、経済界、行政が一体となって推進します。
- 「移住したいけん（県）日本一」を目指します。そのため県外からの UIJ ターンを積極的に受け入れ、また、定住を促進するために、県・市町村の連携に加え県民、企業、団体等を巻き込んだ総ぐるみの取り組みを推進します。

主な取り組み

① UIJ ターンのためのきめ細かな情報発信や必要な支援の充実

- 先輩移住者や地域おこし協力隊[※]をはじめ多様なネットワークの活用と協働による移住・定住支援
- 県外に転出した人材に大分への帰郷を働きかけるなど、多くの県民を巻き込んだ UIJ ターンの促進
- 都市圏での移住コンシェルジュ[※]等の配置や東京・大阪・福岡で定期的に開催する相談会など情報発信・相談体制の充実
- 福岡に設置した交流拠点を利用する女性や若者、首都圏の若者や子育て世代などエリアごとの傾向を踏まえた移住フェアなどの UIJ ターン促進策の実施
- 移住・交流ポータルサイト[※]、SNS[※]などで先輩移住者の大分暮らしの様子や子育て環境の良さ、生活のしやすさなどをわかりやすく発信
- おおいた産業人材センターを活用した県内企業とのマッチング等による就職支援のほか、特に県外の非正規雇用者に対して、仕事と住まいをセットにした UIJ ターンの推進
- ふるさとワーキングホリデー[※]の実施や地域おこし協力隊の増員など関係人口の創出
- 農林水産業における新規就業セミナーやホームページの充実などを通じた情報発信の強化
- 空き家を含めた住宅取得や家賃の補助など、市町村と連携した移住者向けインセンティブの充実

見直し委員から一言
一度県外に出た人に「帰っておいで」と言うために、人生の節目節目で人材を引き戻すための戦略が必要です。



地域おこし協力隊による農業振興



東京で開催した移住相談会

② 移住・定住の受け皿となる仕事づくり

- 東京圏への人口一極集中を是正し、UIJ ターンを促進するための起業・就業支援など、新たな国の施策との連携
- 人手不足に悩む企業や産業の担い手を育成するための研修実施や就職マッチング、起業支援等の強化
- 県外転出の女性や若手技術者などを呼び戻すため、IT 産業や企業の研究開発部門の誘致など、魅力ある雇用の場づくり
- 県内大学新卒者や県外の第二新卒者など、若者の県内就職につながる産学官の連携した取り組みの強化
- 中学生、高校生に対し、大分と首都圏での生活収支比較など長期スパンで仕事選びを考える機会の提供

③ 移住後の定住に向けた対策

- 移住前後の相談窓口一本化を図るため、市町村の専任職員配置を促進
- お試し居住などのマッチング制度の充実と移住前後の地域コミュニティへの理解促進

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
移住促進策による移住者数(人)	30	1,534	-	1,534	2,700